

トピックス

- ・ 2020年度薬事功労者厚生労働大臣表彰
- ・ 第3回理事会 開催報告
- ・ 後藤輝明理事の逝去について

協会活動

- ・ 厚生労働省の動向—連載その4—
- ・ 第21回JAPANドラッグストアショー 開催について
- ・ JACDS防犯有事委員会「第17回 万引き防止キャンペーン実施中！」
- ・ そらぶちキッズキャンプ寄付金贈呈式とポスターについて
- ・ 公明党「政策要望懇談会」
- ・ 10月 月次活動報告
- ・ 議事録

2020年度 登録販売者試験情報

協会からのお知らせ

- ・ セルフメディケーションアワード、健康（セルメ）川柳 作品募集案内
- ・ 「健康サポート薬局研修」ご案内
- ・ 薬剤師賠償責任保険
- ・ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国税庁、団体

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

新型コロナウイルスの第3波が来ているとの報道が目につきました。ヨーロッパでは第2波の際も再度ロックダウンされ、米国では大統領選挙のさなかで感染者の数はまったく落ちず、この11月には世界の感染者は5000万人を超えてしまいました。

そして日本でも、北海道での感染者増を期して、多くの都道府県で感染者が増え、日本全体で1日の感染者が最高を更新してしまいました。新しい生活様式を守っていながら、なぜ感染者が増えてしまうのか。どこか、気の緩みがあるということでしょうか。それとも、PCR検査を数多くできるようになって、陽性者の増加につながっているということなのでしょうか。

ワクチン開発の朗報もあるものの、寒さと相まって風邪やインフルエンザにも気を付けながら、新型コロナウイルスにかからないよう体調管理維持に努めましょう。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報 CONTENTS

No.207
2020.11

●トピックス

- ・2020年度薬事功労者厚生労働大臣表彰
- ・第3回理事会 開催報告
- ・後藤輝明理事の逝去について

●協会活動

- ・厚生労働省の動向 一連載その4ー
- ・第21回JAPANドラッグストアショー 開催について
- ・JACDS防犯有事委員会「第17回 万引き防止キャンペーン実施中！」
- ・そらぶちキッズキャンプ寄付金贈呈式とポスターについて
- ・公明党「政策要望懇談会」
- ・10月度月次活動報告
- ・議事録

●2020年度登録販売者試験情報

●協会からのお知らせ

セルフメディケーションアワード、健康(セルメ)川柳 作品募集案内
「健康サポート薬局研修」ご案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国税庁、団体

表紙裏
裏表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則
協会ホームページについて 事務局日より

令和2年度 薬事功労者厚生労働大臣表彰

2020(令和2)年度の薬事功労者厚生労働大臣表彰が10月14日に発表されました。

今年度は個人76人が受賞されました。この賞は、多年にわたり医薬関係事業の発展向上に貢献し、医薬行政の推進に顕著な功績があった者及び団体を薬と健康の週間(10月17日～10月23日の1週間)に合わせて表彰するものです。今年度のJACDSの受賞者は、関 伸治 理事(株)セキ薬品 代表取締役会長)と森 信 理事(株)ドラッグストアモリ 代表取締役会長)のお二人です。

例年は厚生労働省の2階講堂で表彰式が開催されます。しかし、残念ながら本年は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、表彰式は中止となりました。

公式の表彰式は中止となりましたが、表彰状並びに記念品が協会宛に送られてきたことから、10月23日の第3回理事会開催時に、池野会長より表彰状並びに記念品を贈るという内輪の式を開催しました。森理事は生憎リモート参加でしたが、関理事には会場にてお渡しすることができました。関理事は「一生の宝物です。大切にしたいと思います。」と大変喜ばれました。

今年度で、10年連続の受賞となりました。今後も受賞者を輩出できるよう、ドラッグストアの更なる社会的機能向上を目指し活動してまいります。



理事会での表彰

第3回理事会 開催報告

令和2年10月23日12時50分、メルパルク東京4階「孔雀の間」において、理事22名(総理事数26名)が出席し、理事会が開催されました。

池野代表理事より、本理事会は適法に成立した旨を述べ、池野代表理事の指示のもと、田中業務執行理事・事務総長が司会及び議長となり、進行されました。

まず、令和2年度薬事功労者厚生労働大臣表彰の表彰状授与が池野代表理事から出席者の関 理事に対してあり、その後議事が進められました。

議事の中で、中澤業務執行理事・専務理事より、医薬品販売制度実態調査の結果報告並びに、「市販薬の販売ルールを遵守徹底するための重点実践計画」が提案されました。また、情報カウンターの設置ルールについて説明があり、徹底を図ることが今後の事業活動において重要であるとの認識で一致し、協会より事務連絡をすることになりました。



[JACDS 事務連絡№20115]

2020年10月28日

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
会員様 各位

ドラッグストア(店舗販売業)における説明カウンターの設置ルール
の周知と遵守徹底の呼びかけ

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会事務局

(説明カウンターの設置がルールどおりでない自治体の指摘について)

最近になって、いくつかの自治体から「医薬品の説明カウンターの設置がルール通りでない、ルール通りに設置するように」との指摘が相次いでいます。

その背景には、近年ドラッグストアが大型化し、生鮮食品など医薬品以外の物品を大量に取り扱う店舗が増加する中で、説明カウンターの意味づけがあいまいになっていることがあるように思われます(医薬品売り場付近に説明カウンターもレジもないなど)。

(説明カウンターは他業態との違いを示す医薬品店舗販売業にとって重要なシンボル)

説明カウンターは、ドラッグストアを他の業態と区分する象徴的な構造設備であり、情報提供を行っていることを目に見える形で示す「アリバイ」です。説明カウンターは、現行制度の導入時(2009年)から業界として法令遵守に尽力してきた事項であり、自治体からこのような指摘が続くことは協会としても見過ごせない事態です。

(理事会において、設置ルールの周知と遵守徹底を呼び掛けることになりました)

このため、先日10月23日の理事会において取り上げられ、説明カウンターの設置ルールを会員に周知し、遵守徹底を呼びかけることになりました。
設置ルールは以下の通りです。よろしく願います。

説明カウンターに関するルール(JACDS「改正薬事法解説と対応マニュアル」から抜粋)

- ① 説明カウンター(情報を提供するための設備)は、第1類医薬品陳列区画の内部または近接するところに設置すること(1.2m以内)。※その後追加の要指導医薬品も同じ
- ② 指定第2類医薬品は、説明カウンターから7メートル以内の範囲に陳列すること。
- ③ その他の一般用医薬品を販売する場合は、医薬品を通常陳列し、または交付する場所の内部に設置すること。
- ④ 2フロア以上のフロアに医薬品を陳列する場合は、各フロアに医薬品を陳列し、または交付する場所の内部に設置すること。
- 説明カウンターは医薬品販売の許可をとったところに設置する。構造設備規則では、説明カウンターと清算(レジ)を同一場所に設置することは求めていないが、出来るだけ医薬品売り場の中に説明カウンターとレジをもってこなくてはならない。

[JACDS 事務連絡№20116]

会員企業トップの皆様へ

市販薬販売ルールの遵守徹底のお願い

日頃から協会活動に御理解と御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省は市販薬の販売ルールが守られているかどうかを毎年調査し、その結果を公表しています(別紙参照。調査は11月~1月頃実施、公表は翌年)。

昨年は、市販薬による10代の薬物濫用の問題が全国紙やテレビで取り上げられたため、「市販薬による10代の薬物濫用撲滅宣言」を理事会で決定し、会員一丸となって販売ルールの徹底に取り組みしました。その結果、濫用の恐れのある医薬品の販売に関する調査項目の遵守率は大幅に改善しました。

会員各位の御尽力に感謝申し上げます。

しかしながら、濫用の恐れのある医薬品の取扱いを含め、市販薬の販売ルールの遵守状況に関しては、なお次のような問題点が指摘されています。

- 濫用の恐れのある医薬品の販売方法が適切であったドラッグストアの割合は 51.9%→69.1%と大幅に改善したものの、薬局は 53.4%→79.4%と更に改善し、むしろ差は拡大。
- 要指導医薬品・第一類医薬品について薬剤師が関与する販売ルールの遵守率は、70%台の調査項目もあり全体に低水準。一部の調査項目では悪化。

市販薬を消費者に安全に届けることを使命とするドラッグストア業界として、このような状況を見逃すわけにはいきません。そこで、去る10月23日の理事会において別添のとおり対応策を取りまとめました。

販売ルールの遵守は、医薬品販売事業者の責務です。現行の販売制度の維持・発展のため、また業界が取り組むスイッチ OTC 化促進のためにも大変重要です。

結果が求められています。会員企業の皆様には、この対応策を基本に、独自の知恵と工夫を加え、販売ルールの遵守徹底に取り組みされますようお願い申し上げます。

2020年10月28日
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
会長 池野 隆光

▲10月20日 正会員に事務連絡を送り注意喚起しました

後藤輝明理事の逝去について

11月8日未明、当協会の理事兼薬局・薬剤師強化推進プロジェクトリーダーであり、株式会社ツルハホールディングスの取締役常務執行役員であった後藤輝明氏が急逝(享年66)されました。

突然の訃報に、協会執行部全員が驚きを隠せませんでした。

後藤理事は、2017年より薬局・薬剤師強化推進プロジェクトのリーダーとして、ドラッグストア薬剤師の資質向上、地位向上を目指し、他の薬業団体とも連携した業界横断的な活動に取り組まれました。

薬局としての信頼を揺るがす処方箋付け替え問題の折には、会員企業の薬剤師に向けた自主点検に関する調査項目を自ら整備し、信頼回復への施策に対しご尽力いただきました。また、偽造薬「ハーボニー」の流通問題の折には、二度と同じことが起こらないようにと、関連する省令、Q&A、薬業三団体によるガイドラインなどを網羅し、厚生労働省との綿密な打ち合わせを経て「調剤薬編」「OTC医薬品編」「物流センター編」の三編からなる管理マニュアルを作成させ、JACDSから会員企業に配布するに至りました。

OTC医薬品販売における厚生労働省との意見交換、また、医薬品医療機器等法の改正に関する意見表明においては、現場からの声として歯に衣着せぬ発言で周囲を驚かせたことが思い出されます。

厚生労働省からの依頼による委員会や検討会にも積極的に参加していただきました。濫用のおそれのある医薬品に関する調査研究、「医薬品等適正広告基準」の改正に伴うフォローアップ調査、医療現場におけるUDI利活用推進事業に係る実態調査など、業界発展のための協力機会を挙げれば枚挙にいとまがありません。今年度も、薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会に参加していただいております。11月の本検討会には、WEBで参加される予定でしたが、叶わぬこととなりました。

また、後藤理事はドラッグストア流通記者会にも時折顔を出していただいていたいました。記者会終了後にも、記者と延々ドラッグストア業界発展に向けた話をしていたことから、記者間でも後藤理事の熱心さは評判になっていました。ある記者は、「後藤さんはドラッグストア薬剤師のリーダー的存在だった。それだけにとっても残念だ」と肩を落としていました。

あらためまして、後藤理事の業界への多大な貢献に感謝申し上げます。安らかにお休みいただき、ドラッグストア業界の発展、そしてドラッグストア薬剤師の活躍を空から見守っていただきたいと思います。ご冥福をお祈り申し上げます。

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の導入

——特定機能薬局の認定要件とドラッグストアの今後の展開——

2019年12月に公布された改正薬機法の見直しである地域連携薬局と専門医療連携薬局の認定要件がほぼ固まりました。厚生労働省が進める薬局の機能分化と再編成は調剤薬局を併設する多くの会員企業にとっても無視できない制度の変革です。そこで要点を整理してみました。

■ 認定要件がパブコメで明らかに

地域連携薬局と専門医療機関連携薬局制度の施行は、2021年8月からとなっています。コロナ禍にもかかわらず厚生労働省は施行日を遅らせることなく、年内にこれらの薬局の認定要件を明らかにすべく準備を進め、その一環として10月8日、認定要件案をパブコメにて公表しました。パブコメ案で示された事項は数多くありますが、その中から会員の関心の高い地域連携薬局を取り上げ、主要なポイントを下表にまとめてみましたので、ご覧ください。

認定要件は全国の知事がこれに基づき認定業務を統一に行うこととなりますので、極めて重要です。このため、協会では、パブコメに至るまでの間、法制委員会（関伸治委員長）と調剤推進委員会（榊原栄一委員長）が合同で厚生労働省と協議を重ねてきました。合同委員会では、①納得できる要件項目であること、②求める実績が過大でなく、また患者サイドの事情（処方箋）に大きく左右されることなく薬局の努力で達成可能なこと、③チェーン展開する業態が不利にならないことを基本に多岐にわたる具体的な要望書を用意したこともあって、多くの事項で協会の要望が受け入れられたものとなっています。

■ 厚生労働省は地域連携薬局1万か所を想定

地域連携薬局と専門医療機関連携薬局はどのくらいの数が見込まれているのか。厚生労働省の合同委員会での説明によれば、地域連携薬局は地域包括ケアシステムにおける単位地域（一次医療圏におおむね対応）

に1か所以上、全国で約1万か所を想定しているとのことでした。また、専門医療機関連携薬局は「がん」からスタートし、2次医療圏に1か所以上（がん専門医療機関が約400か所あるので、それより多い数が見込まれ、数百程度）とのことでした。とはいえ認定をとるかどうかは企業の任意ですし、厚労省の見込みより少ないこともありえます。また制度設計上、要件をクリアしているのに認定しないことはありえませんから、もっと増える可能性もあります。

■ 知事の認定審査は来年8月の施行日前から可能

年内には省令や通知が発出される見込みです。ただし、診療報酬上の手当は早くして2022年4月ですので、それまでは経営上の得失はわかりません。しかしながら、診療報酬の考え方が対物業務から対人業務を重視する方向になっていきますので、今後技術料の減額が避けられないことを考えれば、会員企業にあっても新たな薬局の認定を視野に入れていく必要があるように思われます。なお、施行は2020年8月ですが、施行前に県の審査を受けられますので、8月を待たずに申請が可能です。

■ はじまりは厚生労働省の「薬局ビジョン」

法律改正により薬局の機能分化と再編成を強力に進めるとの厚生労働省のスタンスが明らかになりましたが、新たな薬局類型の導入の始まりは厚生労働省の「患者のための薬局ビジョン」です。

地域連携薬局の主な認定要件

事項	認定要件
構造設備	座って服薬指導が受けられる間仕切り等で区切られた相談窓口
他の医療提供施設との情報共有	薬剤の使用情報の医療機関への提供（一定程度の実績） 地域包括ケアシステム会議への定期的参加
薬剤の安定的な提供体制	閉店時や休日・夜間の調剤応需体制の整備 麻薬の調剤応需体制（実績は不要）、無菌製剤処理の実施体制（共有利用可）の整備 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師（一定数以上）
在宅調剤の体制	在宅調剤の取組み（一定程度の実績）

医薬分業はコストに見合うだけの成果が上がっているのか。この問題は厚労省が医薬分業を推進するようになった当初から指摘されていたことですが、2015年3月に内閣府（規制改革推進室）主催で開催された医薬分業に関する公開ディスカッションをきっかけにメディアが否定的に取り上げたこともあって政治問題化するに至ります。この結果、医療分業を推進する立場の厚生労働省は何らかの対応を迫られ、急遽策定したのが2016年6月の「患者のための薬局ビジョン-門前からかかりつけ、そして地域へ-」です。この中で厚生労働省は医薬分業を推し進めたのちの地域包括ケアシステムの下における薬局の将来像を明らかにします。かかりつけ薬局と高度薬業管理薬局に再編する方向を示したのです。その後これを受け、調剤報酬の中でかかりつけ薬剤師指導料や地域支援加算などが導入され、一定期間の準備期間を経たうえで今般の法律改正につながるようになりました。

■ 健康サポート薬局はどうなるのか

健康サポート薬局の今後についても触れておきます。これまで述べたように、新たに二つの薬局類型が薬機法に位置付けられましたが、先行していた健康サポート薬局は位置付けられませんでした。健康サポート薬局は安倍政権の下で健康長寿社会実現のかけ声の下に制度化されたもので、もともと医療提供施設である薬局の王道を行くものではありませんでした。要件も患者の減少を恐れる医師会の意向を反映して非常に厳格です。これからも要件の大幅な緩和は見込めず、また調剤報酬上の手当もないでしょう。したがって、現在の約20000箇所から大幅に増えることはなく、行政的に放置された形になることが予想されます。

■ ドラッグストアの展開—地域連携+健康サポート

このように考えますと、健康サポート薬局の歴史的使命は終了したように思われます。健康サポートという理念はドラッグストアの理念と一致するものの、わざわざ取りに行く意味があるのかどうか。

もちろん企業の判断次第ですが、健康サポート薬局のかかりつけ機能に関する要件は地域連携薬局の要件と重複する部分が多いことから、調剤併設型の店舗を展開する場合には地域連携薬局の認定をとった上で、独自にOTCや健康食品などの健康サポート機能を付加していくという戦略が現実的ではないでしょうか。下記の図でこれまでの薬局理念とドラッグストア理念の変遷を整理しましたので、ご参照下さい。

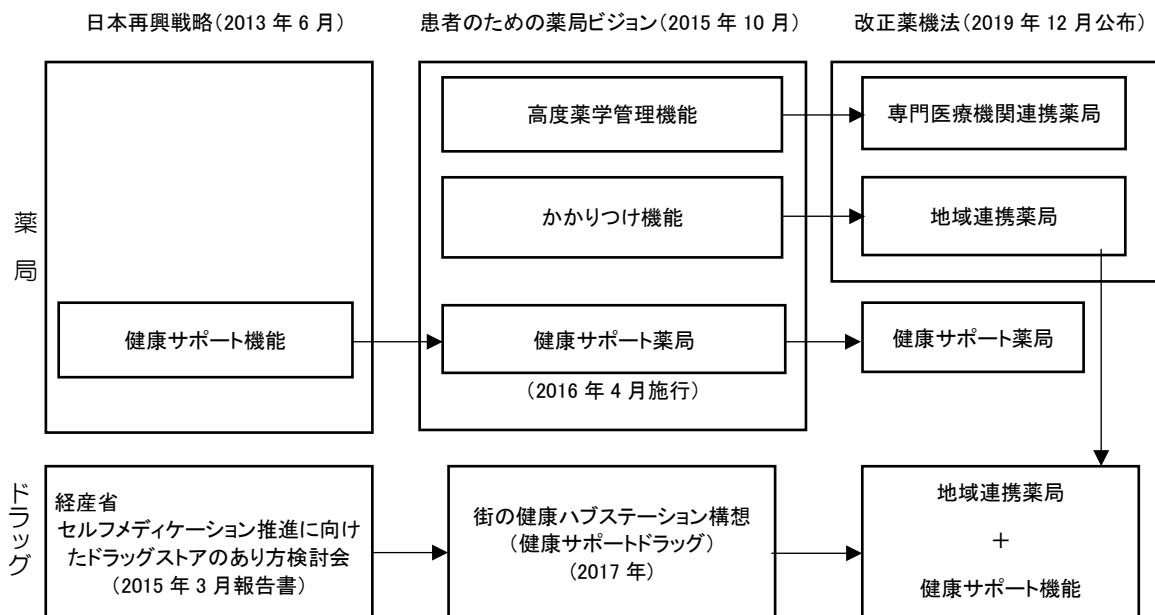
■ 協会活動の成果と展望

協会では、厚労省と認定要件の協議を行ってきましたが、薬局そのものをテーマに協議したのは初めてのはずです。ドラッグストア業界の占める調剤シェアが10%を超えたことを背景に会員の団結と協会の活動により、日本薬剤師会、日本保険薬局協会と並ぶ薬局3団体として認識されるようになりました。

協会の次の展望ですが、当面は会員の認定申請が円滑に進むかどうか見ていくこととなりますが、薬局経営のコアは何といても調剤報酬ですので、調剤報酬の在り方を研究し提言していく、この点についても模索していくことになろうかと思われま

(文責 中沢)

薬局理念とドラッグストア理念の変遷



第21回JAPANドラッグストアショー開催について

JAPANドラッグストアショーは当協会主催で毎年3月に開催しているヘルス&ビューティーの展示会です。

本年は3月に第20回を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止いたしました。出展企業様には大変ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

来年3月に開催を予定している第21回につきましてもコロナ禍の収束が見えないため、オンラインで開催することにいたしました。

第21回JAPANドラッグストアショーオンラインの開催日時は、一般デーが2021年3月13日(土)～21日(日)、ビジネスデーが2021年3月17日(水)、18日(木)にオンラインで実施いたします。

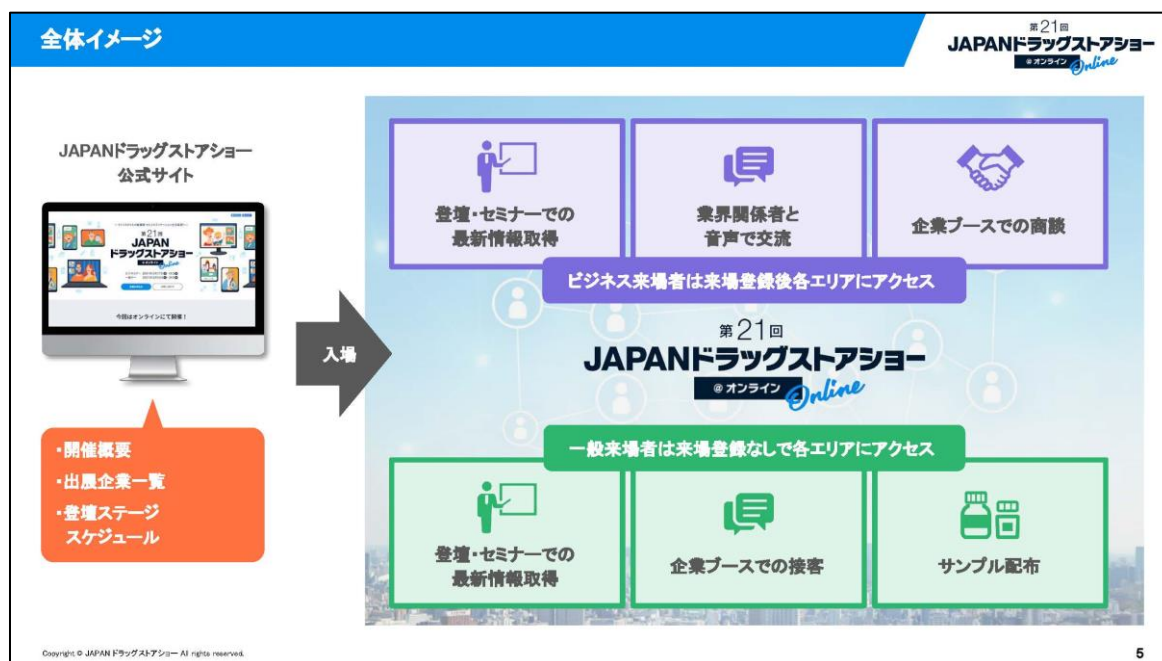
実行委員長は江黒 太郎(株式会社クスリのマルエ代表取締役社長)でテーマは「ドラッグストアから未来の健康社会づくり」～ライフスタイルの転換期 セルフメディケーション生活実現へ～です。

当初、幕張メッセで準備を進めていたためご案内が遅れましたが、10月12日(月)より出展申し込みを開始しご案内を進めています。申し込み締め切りは12月28日(月)までとなっています。

展示会の特徴ですが、場所が限定されないオンラインでのメリットを活かし、国内だけでなく世界中からの来場が可能になります。ZOOMを使ったセミナーや交流機能により、リアルでは出来ない情報提供が可能となります。また、一般参加者にはリアル会場でも喜んでいただいていたサンプル配布も、配送することで対応いたします。出展社様や協会主催のライブやセミナーも数多く開催を計画しています。詳しくは公式ホームページをご覧ください。<https://www.drugstoreshow.jp/>

最後になりますが、関係するすべての方にぜひご来場いただき、情報共有や交流にご活用ください。また、出展申込をされていない企業様におかれましては、ぜひ出展も検討いただきますようお願いいたします。

新しい試みとなり、ご案内も遅くなりましたが、成功させたいと考えていますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



JACDS 防犯有事委員会 第17回 万引き防止キャンペーン実施中！

日頃より、当委員会の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

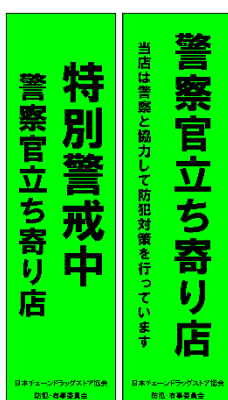
第17回「JACDS 万引き防止キャンペーン」が10月中旬より開始されました。10月～翌年1月は1年の中でも大量窃盗が増加する季節です。JACDS 会員専用ページに「万引き防止キャンペーンポスター」の他、店舗で活用できる防犯表示ツールを掲載しております。是非、自店の状況に応じたツールをダウンロードして、大量窃盗の未然防止にお役立て下さい。

※キャンペーンは2020年12月までですが、それ以降でも是非、ご活用ください。

【主な万引き防止ツール】



万引き防止キャンペーンポスター(A3)



警察官立ち寄り表示



万引き防止表示(A5)



マイバッグの店内マナー周知用のポスター2種類

【大量窃盗の未然防止のポイント】※大量窃盗情報共有の集計結果より

- ・「医薬品」「健康食品」「化粧品」が大量窃盗被害の約8割を占める
- ・大量窃盗の約7割が16～20時台に発生している。
- ・大量窃盗の約6割が外国人(アジア)による犯行。複数犯による犯行、何らかの袋、バッグ持参する傾向がある。

そらぶちキッズキャンプ

寄付金贈呈式およびポスター刷新のお知らせ

JACDSでは社会貢献活動として、難病の子どもが笑顔で遊べる医療ケア付自然体験施設「そらぶちキッズキャンプ」(北海道滝川市)への募金活動を行っています。

例年、寄付金贈呈式を北海道のそらぶちキッズキャンプ場で行なっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により今年は一リモートで北海道と東京を結び開催しました。

令和2年9月24日(木)第2回理事会終了後に、理事会の会場(東京)と札幌の委員長企業のサツドラ本社会議室をリモートでつなぎ、社会貢献委員会 富山委員長よりそらぶちキッズキャンプの理事へ1,800万円の寄付金を贈呈しました。

今年もメーカー様との共同キャンペーンや、自社イベントでのPR、募金箱の設置、自社製品の寄贈などご協力をお願いします。また、JACDSの一般社団法人への移行に合わせ、ポスターのデザインを5年ぶりにリニューアルしました。ポスターはデータで配信しますが、必要な企業様にはペーパーでも対応します。

今後もキャンプ場の維持管理と運営活動費が必要なので、毎年継続した支援が望まれています。引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。



公明党「政策要望懇談会」

税制要望・政策要望を行う

10月22日(木)午後4時30分から、衆議院第2議員会館の第1会議室において公明党政策要望懇談会が行われました。公明党内のドラッグストア振興議員懇話会が主体となり、一昨年より公明党よりJACDSに声掛けがあり今年も時間が設けられました。

当日は、公明党より議員が10数名参加し、JACDSからは池野会長他5名が参加しました。ドラッグストア振興議員懇話会の会長である石田祝稔公明党副代表が挨拶された後、JACDS池野会長が挨拶し、要望説明と意見交換と進みました。

要望説明は、まず森理事より税制に関して総額表示義務規定の廃止を強く要望し、続いて政策要望としては、田中事務総長が「医療用医薬品のスイッチOTC化の推進」「セルフメディケーション税制の拡充」「類似市販薬の保険適用除外」を訴えました。

最後に、竹内譲公明党政調会長からセルフメディケーション税制に対して、「財務省の壁は厚いが、しっかり要求していく」。また、総額表示義務規定の廃止については、長年の要望であり、「延長できるように強く要望していく」という力強い発言がありました。



JACDS 10月月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
10月15日(木) JACDS東京事務所 10:00~12:00	第3回SDGs推進委員会	1. 塚本委員長、徳廣副委員長挨拶 2. 会員企業における返品状況について 3. レジ袋有料化前倒し実施企業の削減率について(報告) 4. 3Rキャンペーンの状況について(報告) 5. 今後の活動テーマ検討について 6. その他 今後の開催スケジュールについて 等	9名 ※リモート有
10月16日(金) JACDS東京事務所 13:00~14:30	第3回調剤推進委員会 第3回法制委員会 合同委員会	改正薬機法の法令遵守体制の整備に関し、厚生労働省と意見交換	11名
10月16日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第151回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から口 1) ブロック総会・支部長会について 2) 令和2年度薬事功労者厚生労働大臣表彰について 3) ドラッグストア業界9月度のレジ袋削減について 4) 第21回JAPANドラッグストアショーについて 5) 今後のスケジュール 6) 第16回セルフメイเคーションアワード、第9回健康(セルメ)川柳コンクール 7) 次回の開催について 2. 日本置き薬協会 調剤薬局と配置薬が連携 株中京医薬品(愛知県半田市)が配置事業で調剤薬局(高知市、メディカル調剤株)と フランチャイズ契約	29名 ※リモート有
10月23日(金) メルパルク東京 4階孔雀の間 10:30~12:00	第2回業務執行理事会 業界発展会議 合同会議	1. スイッチOTC推進活動について 2. 政連活動に関して 3. 一社)JACDSの収支見直しについて 4. その他、報告など	14名 ※リモート有
10月23日(金) メルパルク東京 4階孔雀の間 12:00~14:30	第3回理事会	令和2年度薬事功労者厚生労働大臣表彰 開理事 森理事 1. 第21回JAPANドラッグストアショーの開催について 2. 医薬品販売実態調査について 3. 各委員会報告 4. 一社)JACDSの収支見直し 5. スイッチOTC推進活動について 6. その他、報告事項など	24名 ※リモート有

会議議事録

2020年度 第1回組織委員会 議事録

日時 2020年7月10日(金) 11:30~12:30

場所 日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者

委員長 皆川 友夫
(株)アカカベ 代表取締役会長
東日本ブロック長 関 伸治
(株)セキ薬品 代表取締役会長
副会長 樋口 俊一 ファーマライズ 顧問
登録販売者委員長 浦上 晃之 ゴダイ(株) 代表取締役社長
事務総長 田中 浩幸
専務理事 中澤 一隆

(TV参加)

東日本副ブロック長 米城 清司
(株)ヨネキ十字堂 代表取締役会長
中部ブロック長 榑原 栄一
(株)スギ薬局 代表取締役会長
中部副ブロック長 長基 健司
(株)コメヤ薬局 代表取締役社長
西日本ブロック長 西本 誠
(株)ニシイチドラッグ 代表取締役社長
西日本副ブロック長 佐藤 文則
(株)よどや 代表取締役社長

(欠席)

九州ブロック長 森 信
(株)ドラッグストアモリ 代表取締役会長
九州副ブロック長 田中 元伸
(株)くすりのコーエイ 代表取締役社長

議事

皆川委員長 挨拶

1. 支部長の行政訪問について

- ・訪問の期間 7月20日~9月4日
- ・持参する資料
 - ①ドラッグストア業界研究レポート 冊子
 - ②協会報7月号
 - ③「食と健康」販売マニュアル
 - ④業界紙に紹介されたドラッグストア・JACDSの活動
 - ⑤支部連絡先一覧
 - ⑥登録販売者試験実施の要望書
- ・例年持参している「協会のパンフレット」は、8月21日の法人化の後に作成するため、訪問のお礼状と同封で郵送する
- ・支部連絡先一覧に「調剤」の店舗数を入れてほしい(埼玉県薬務課の要望)
- 併設店をドラッグストアと調剤店の2店舗と数えるかについては、田中事務総長の判断に任せる
- ・⑥の登録販売者試験実施の要望書は、すでに郵送しているが持参し支部長から説明をもらう
- ・資料の発送は7月15日から
- ・行政訪問の依頼と同時に「地域行政との取組み」についてのアンケートを配信し、行政訪問報告書と同時に回収する

2. 9月支部長会の開催について

- ・オブザーバー参加について
九州と中部は今までも支部長以外の正会員もオブザーバー参加で開催してきたが、東日本と西日本も支部長以外の正会員にオブザーバー参加の案内をする。
- ・Web参加について

東日本、西日本のTV会議の導入

(東日本)参加者が多いのと、皆さんから発言していただくのでTV会議は難しい。従来通り

(西日本)基本は従来通り。あまりにも参加者が少なかった場合のみ、TV会議の実施を検討する

欠席者の意見や報告は、事前に事務局に提出してもらい支部長が発表する

換を実施

○厚労省から資料に基づき説明があり、その後質疑応答。

○責任役員の範囲に関する会委員からの質問に厚労省が十分に答えられず、後日整理の上、回答することとなった。

以上

3. 登録販売者委員会から

・浦上登録販売者委員長より、6月に都道府県薬務課に送った「登録販売者試験の実施に関するお願い」についての説明があった。要望書は今回の行政訪問の持参資料に追加することとなった。

4. 委員長からの報告

・関法制委員長より、6月22日と7月6日に調剤推進委員会と合同で開催した厚生労働省と意見交換についての説明があった。

以上

2020年度調剤推進委員会第3回議事録

日時:2020年10月16日(金) 13:00~14:30

場所:ヘルスケア協会会議室

出席者

委員長 榊原 栄一 (株)スギ薬局 代表取締役会長
協会副会長(中部ブロック長)
委員 大竹 富治 (株)マツモトキヨシホールディングス
グループ出店企画部 調剤担当部長
委員 久保 聡 (株)スギ薬局
医療事業部 関東営業第一部長
委員 本橋 勝 ウェルシア薬局(株)
総務本部 リスク管理部長
委員 山邊 正史 (株)コクミン 経営企画室

議事

法令遵守体制の整備に関する厚生労働省との意見交換

厚労省の説明があり、これに対し質疑応答。許可書に記載する責任役員の範囲に関する委員からの質問に厚労省からは十分な回答が得られず、後日回答することとなった。

以上

2020年度第3回法制委員会議事録

日時:2020年10月19日(月)13:00~14:30

場所:ヘルスケア協会会議室

※調剤推進委員会との合同開催

出席:

委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役会長
委員 山口 義之 (株)トモズ 取締役
委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役
欠席
副委員長 平野 健二 (株)サンキュードラッグ 代表取締役社長
委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役
委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス
委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストア
ウェルネス事業部 調剤運営部 GM

議事

改正薬機法の法令遵守体制の整備に関し、厚生労働省と意見交

2020年度 登録販売者試験情報

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2020年10月19日)						
都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率	
北海道	12月13日(日)	令和3年1月25日(月)				
青森県	8月26日(水)	9月29日(火)	297名	689名	43.1%	
岩手県	8月26日(水)	9月29日(火)	346名	691名	50.1%	
宮城県	8月26日(水)	9月29日(火)	736名	1,665名	44.2%	
秋田県	8月26日(水)	9月29日(火)	162名	414名	39.1%	
山形県	8月26日(水)	9月29日(火)	179名	403名	44.4%	
福島県	8月26日(水)	9月29日(火)	236名	692名	34.1%	
茨城県	12月20日(日)	令和3年2月5日(金)				
栃木県	12月20日(日)	令和3年2月5日(金)				
群馬県	12月20日(日)	令和3年2月5日(金)				
埼玉県	12月20日(日)	令和3年1月29日(金)				
千葉県	12月20日(日)	令和3年1月29日(金)				
東京都	12月20日(日)	令和3年1月29日(金)				
神奈川県	12月20日(日)	令和3年1月29日(金)				
新潟県	12月23日(水)	令和3年2月5日(金)				
富山県	9月2日(水)	10月16日(金)	239名	549名	43.5%	
石川県	9月2日(水)	10月16日(金)	330名	765名	43.1%	
福井県	8月30日(日)	10月2日(金)	166名	477名	34.8%	
山梨県	12月23日(水)	令和3年2月5日(金)				
長野県	12月23日(水)	令和3年2月5日(金)				
岐阜県	9月2日(水)	10月16日(金)	583名	1,262名	46.2%	
静岡県	9月2日(水)	10月16日(金)	636名	1,263名	50.4%	
愛知県	9月2日(水)	10月16日(金)	1,561名	2,786名	56.0%	
三重県	9月2日(水)	10月16日(金)	390名	735名	53.1%	
関 連 西 合 広 域	滋賀県	8月30日(日)	10月2日(金)	3,230名	8,132名	39.7%
	京都府	8月30日(日)	10月2日(金)			
	大阪府	8月30日(日)	10月2日(金)			
	兵庫県	8月30日(日)	10月2日(金)			
	和歌山県	8月30日(日)	10月2日(金)			
徳島県	8月30日(日)	10月2日(金)				
奈良県	令和3年1月10日(日)	令和3年3月5日(金)				
鳥取県	11月17日(火)	12月25日(金)				
島根県	11月17日(火)	12月25日(金)				
岡山県	11月17日(火)	12月25日(金)				
広島県	11月17日(火)	12月25日(金)				
山口県	11月17日(火)	12月25日(金)				
香川県	10月22日(木)	12月3日(木)				
愛媛県	10月22日(木)	12月3日(木)				
高知県	10月22日(木)	12月3日(木)				
福岡県	12月13日(日)	令和3年1月20日(水)				
佐賀県	12月13日(日)	令和3年1月20日(水)				
長崎県	12月13日(日)	令和3年1月20日(水)				
熊本県	12月13日(日)	令和3年1月20日(水)				
大分県	12月13日(日)	令和3年1月20日(水)				
宮崎県	12月13日(日)	令和3年1月20日(水)				
鹿児島県	12月13日(日)	令和3年1月20日(水)				
沖縄県	12月13日(日)	令和3年1月20日(水)				
計			9,091名	20,523名	44.3%	

※詳細は各都道府県に確認願います。

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■ セルフメディケーションアワード作品募集のご案内

9月15日より第16回セルフメディケーションアワードの作品募集が始まっています。応募期限は約3か月後の12月15日です。エントリーシートは協会ホームページからダウンロード可能です。多数の方の応募をお待ちしています。【資料:後頁2ページ分あり】

■ 健康(セルメ)川柳コンクール作品募集のご案内

10月1日より第9回の作品募集が始まっています。応募期限は約4か月後の1月31日です。協会ホームページのエントリーフォームから応募可能です。多数の方の応募をお待ちしています。【資料:後頁2ページ分あり】

■ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁4ページ分】

■ 「薬剤師賠償責任保険」ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分】

■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁1ページ分】

■ 会員名簿の訂正と修正のお願い

10月下旬に発送しました会員名簿ですが、掲載の間違えがありましたのでお詫びするとともに訂正お願いいたします。

(正会員)9ページ 一般財団法人日本ヘルスケア協会 電話番号 03-5157-3341

また、11月1日に移転予定でした紅屋商事株式会社より、住所と電話番号の連絡がありましたのでお知らせいたします。

(正会員)6ページ 紅屋商事株式会社

〒036-8084 青森県弘前市大字高田 4-2-10

TEL0172-27-7766 FAX0172-27-7840

JACDSは専門知識を活かし地域の生活者に貢献する専門家を応援します!

16TH SELF-MEDICATION AWARD



セルフメディケーション アワード

作品大募集!!

募集期間 2020年9月15日(火)~12月15日(火)必着



※個人の活動部門 | 各1作品
団体の活動部門



※学生部門での応募はグランプリ、準グランプリの対象外です。
※準グランプリ、フレッシュ部門賞、学生部門特別賞は該当作品が無い場合があります。

最終選考会に関しては新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえながら最終決定を行います。

詳細はJACDSホームページで随時ご案内いたします。

<https://www.jacds.gr.jp>

主催
問い合わせ

JACDS

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会「セルフメディケーションアワード」募集係
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 榎第2ビル4階
TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569 E-mail: sec@jacds.gr.jp

後援(予定)

厚生労働省、経済産業省、公益社団法人日本薬学会、一般社団法人日本薬局協会の、一般財団法人日本ヘルスケア協会、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人日本薬業研修センター
一般社団法人日本置き薬協会、日本OTC医薬品協会、一般社団法人日本医薬品卸売連合会・大衆薬卸協議会、日本薬業専門学校連絡協議会 (以上11団体順不同)

第16回 セルフメディケーションアワード 作品応募要項

応募方法

- 協会ホームページにアップした応募票、応募用原稿データをダウンロードしてご利用ください。
- 必要事項を入力した応募票と論文を入力した応募用原稿データをE-MAILにて送信下さい。
送付先：sec@jacds.gr.jp
件名：第16回セルフメディケーションアワード作品応募係
- 手書き原稿の受付は行なっておりませんのでご了承ください。
- CD-R等に記録したデータを送付される場合は、以下の郵送先は以下の通りです。

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
第16回セルフメディケーションアワード作品応募係

募集期間

2020年9月15日(火)～2020年12月15日(火)(必着)

募集テーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- 薬局・ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について
- 街の健康ハブステーション構想の実現に向けた取り組みの紹介や提言
- 地域包括ケアへの対応、多職種・地域連携や在宅支援、地域生活者の健康支援等に関する取り組みと成果について

応募資格と部門

- ◆薬局・ドラッグストア業界に従事する専門家
(JACDS認定アドバイザー、薬剤師、登録販売者、栄養士・管理栄養士等々)

【応募部門】

- エキスパート部門：業界経験3年超
- フレッシュ部門：業界経験3年以内
(募集時点での業界での勤務年数)

【応募区分】

それぞれの部門において、個人としての活動／企業団体としての活動を設け、個人として行った活動と、企業や店舗による団体としての活動を分けて審査を行います。

応募の際は応募票に応募部門、応募区分の明記をお願いします。

※応募区分は確認の上、変更させていただく場合があります。

- ◆薬学生、薬業専門学校生
(薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生)

応募条件

次の条件を満たしている事を確認の上、ご応募下さい。条件を満たさない場合、虚偽の事実が判明した場合は応募や受賞を取り消すことがあります。

- 応募者自身のオリジナル作品であること(公私を問わずその他の論文募集に応募していないこと)。
- 企業や学校、団体等から作品応募について了解を得ていること。
- 文字数：2000文字以上4000文字程度まで。
- 図表、写真などは字数に含みませんが、適宜、文中に配置して下さい。
- フレッシュ部門への応募については応募時点での業界経験が3年以内であること。
- 応募票に必須項目として記載されている項目は必ず記入して下さい。

審査方法

- ① 応募された論文をもとに審査を行い、グランプリ候補作品、佳作等の選考を行います。
- ② グランプリ候補者による発表を行う最終選考会に関しては新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえながら最終決定を行います。
※当日、最終選考会の会場にて発表が行える方がグランプリ候補として作品がノミネートされます。
※最終選考会には一般には公開を行わず、候補者と審査委員と業界関係者、報道関係者の参加で行います。

表彰と報奨

- グランプリ：賞金20万円 1作品
 - 準グランプリ：賞金10万円
個人の活動部門／団体の活動部門 各1作品
※審査結果によっては受賞作品のない部門も生じます。
 - 特別賞 (JACDS会長賞、実行委員長賞、学生部門特別賞等)：賞金5万円
※上記の賞は、最終選考会(開催日未定)において発表が行われた作品が対象です。
※本アワードの趣旨から、薬学生、薬業専門学校生はグランプリ、準グランプリの対象外となります。
 - フレッシュ部門賞：賞金5万円 1作品
※審査結果によっては受賞作品が無い場合も有ります。
 - 佳作：賞金1万円
※佳作は全体を通して合わせて5～10作品程度が表彰される予定です。
 - 奨励賞：図書カード 千円分
※薬学生(薬業専門学校生)を対象に、佳作に準じるレベルの5～10作品程度が表彰される予定です。
- 薬学生(薬業専門学校生)の受賞者には賞金相当額の図書カードを報奨とします。

JACDS認定アドバイザーの方々へ

- 応募条件を満たしたアドバイザーの方へは認定更新のためのポイントを30ポイント付与します。
- 複数のアドバイザー認定を保有する場合、2つめ以降は各10ポイント付与となります。
- ※応募票に必ず各アドバイザーの認定番号を記入下さい。

その他

- 応募作品の返却は行ないません。
- 応募者の氏名、所属、作品についてJACDS協会報、業界紙・誌、等を通じ外部に公表を行います。
- 応募作品の著作権は一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会に帰属します。
- 内容について事務局より問い合わせを行う場合があります。
- 誤字、脱字がある場合は事務局にて修正を行います。
- 審査内容や経過の詳細、結果などに対する異議申し立ては一切、受け付けいたしません。
- 受賞作品について報道関係者から個別に取材が依頼される場合があります。業界、企業のアピールにもなりますので積極的な協力をお願いします。
※プライバシー等の問題から取材をお断りすることは差し支えありません。

健康(セルメ)川柳 コンクール作品大募集!!

地域の皆様の「からだ」と「こころ」の健康を願い、
健康(セルメ)川柳を大募集します

応募概要

応募はどなたでもOK!ふるって応募ください。

- 健康に関するテーマや風刺を「5・7・5」の文字数で応募ください
- 応募者ご自身、ご家族、高齢者、知人、ペットなどの健康を題材にした作品を募集します



【セルフメディケーションとは?】

「セルメ」とはセルフメディケーションの略語(造語)です。自分の健康を自分で管理し、毎日元気で暮らすことを意味します。その結果、高騰する日本の医療費が抑制され、国民負担が軽減し、現行のすぐれた医療制度が維持されます。「セルフメディケーションの推進」は日本再興戦略にも取り上げられ、まさに国策と言える状況になりつつあります。日本チェーンドラッグストア協会は元気な街づくりのための「セルフメディケーション推進」を目指し、様々な活動に力を入れております。

【セルフメディケーションのキーワード】

薬、健康食品、機能的食品、サプリメント、医師、薬剤師、登録販売者、病院、薬局、ドラッグストア、ダイエット、メタボ、ウォーキング、介護、スマイルケア食品、等々…

賞・記念品

- | | | |
|-------------------------|-------|--------|
| ● 大賞 | 1作品 | 賞金20万円 |
| ● 準大賞 | 1作品 | 賞金10万円 |
| ● 日本チェーンドラッグストア協会会長賞 | 2作品 | 賞金5万円 |
| ● JAPANドラッグストアショー実行委員長賞 | 2作品 | 賞金3万円 |
| ● 健康(セルメ)川柳コンクール実行委員長賞 | 2作品 | 賞金3万円 |
| ● スポンサー賞 | 各社1作品 | 賞金5千円 |

【記念品】

- 受賞者にはトロフィー
- 優秀100作品(受賞作品除く)にはオリジナル図書カード

審査・発表

【審査】 十六代川柳 尾藤先生に優秀100作品を選考していただき、最終選考会にて大賞、準大賞ほか各賞を決定します。
最終選考会の開催方法については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえながら決定します。

【発表】

- 協会ホームページで2021年3月下旬に発表の予定です。
- 受賞者へは個別に連絡を行います(2021年4月上旬予定)

《主催者・問い合わせ先》

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会 健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階 TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

<https://www.jacds.gr.jp/> E-mail:sec@jacds.gr.jp

第9回 健康(セルメ)川柳コンクール 作品募集要項

《募集期間》

2020年10月1日(木)～2021年1月31日(日)
 (郵送の場合は当日消印有効、パソコン、スマートフォンの場合は日付変更までに登録完了した分)

《応募資格》

特にございません。
 広く国民の皆様からの応募をお待ちしています。

《応募方法》

次の方法から選び、応募ください。

■スマートフォンによる応募

右下のQRコードを読み取り、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

■パソコンによる応募

JACDSホームページ等のリンクバナーをクリックし、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

■応募用紙による応募

必要事項を漏れなく記入ください。郵送の場合は点線に沿って切り取り、葉書の形に貼付けて、63円切手を貼って投函ください。FAXの場合は切り取らずにそのまま送信してください。

FAX送付先:045-474-2569

※必要事項が記載されていれば官製はがきでの応募も受け付けます。

《応募上の諸注意》

- 未発表であり、他のコンクール等への応募がされていないこと。
- 応募作品は本人が創作したものであること。
- ご本人が記入・入力すること。
- 5・7・5 作品への「ふりがな」を記入してください。
- 1人あたりの応募数に上限はありません。
 (受賞は1人1作品となります)
- 応募作品は返却いたしません。
- 応募時の記載事項に虚偽が判明した場合は受賞を取り消す場合があります。
- 受賞作品が発表済み、あるいは発表されたものに類似していた場合、受賞を取り消す場合があります。
- 応募作品の利用に関し、著作権はJACDS健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会に帰属します。

応募はどなたでもOK!
 ふるって応募ください。



スマートフォン用QRコード



キリトリ線

応募作品

*「ふりがな」をつけてください。

作品1

五	ふりがな				
七	ふりがな				
五	ふりがな				

作品2

五	ふりがな				
七	ふりがな				
五	ふりがな				

キリトリ線

郵便はがき

63円切手を貼った上で投函ください。

2 2 2 0 0 3 3

神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10
 楓第2ビル4階

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
 健康(セルメ)川柳コンクール応募係 行

氏名(ふりがな)	年齢	才
	性別	男 女
	○で囲んでください	

雅号(ペンネーム)※任意

発表の際に使用します。
 表彰では氏名と併記します。

住所 〒

TEL

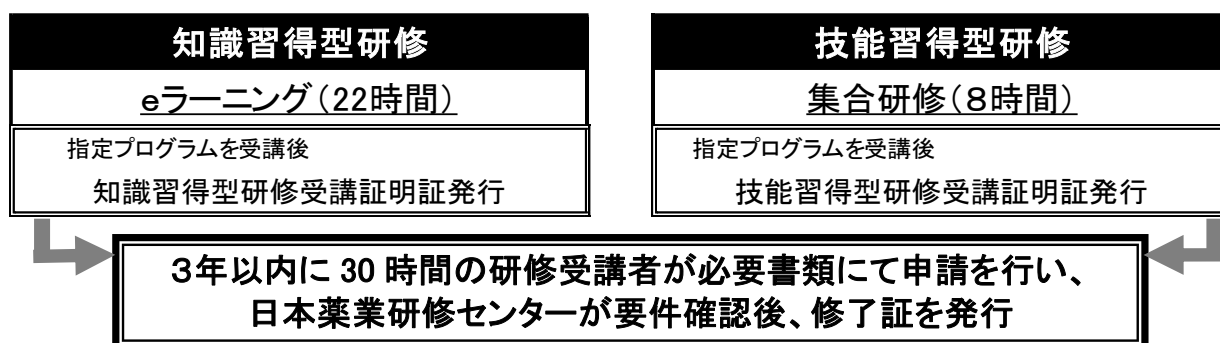
E-mail
 (携帯メール可)

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、2017年3月からスタートし、全国各地で、研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

地域の薬務課の方が来場し、講義を行う会場もありました。今後も、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協利団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。

別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。

技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。

B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

〔2020年技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	7/18(土)	東京都	MK 御茶ノ水ビル(文京区)	10時～19時
2	8/2(日)	長野県	諏訪市文化センター (諏訪市)	10時～19時
3	8/9(日)	東京都	スギ薬局薬事研修センター→ 会場変更予定	10時～19時
4	8/23(日)	愛知県	大府市または名古屋市にて開 催予定	10時～19時
5	9/13(日)	大阪府	スギ薬局グループ大阪 教育センター(大阪市)	10時～19時

●日程は、決定次第ホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)にアップします。
●開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込
・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。 ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。 開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

受講開始
・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

研修の開催状況は研修センターのホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、企業で取りまとめてお申込み下さい。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。

※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。 ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> (健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先：045-478-5461(日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書

■企業申込

フリガナ 会社名								
フリガナ 担当者名				部署名 役職				
住 所	(〒 -)							
連絡先TEL				連絡先 F A X				
連絡先 E-mail								
No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1				名	名	名	名	
2				名	名	名	名	

受講希望人数を記入して下さい。

◆参加者一覧の送付方法等について、後ほど企業ご担当者様に、センターよりご連絡差し上げます。

■個人申込

フリガナ 氏名				薬剤師 登録番号				
住 所	(〒 -)							
所属店名				店舗所在 都道府県	都道 府県			
連絡先TEL				連絡先 F A X				
連絡先 E-mail								
開催日	地 区	会 場	希望講座(○印をつける)					
			I 研修	II 研修	III 研修			
月 日								

個人申込の方は、必ず所属先の都道府県をご記入下さい。

※各会場、30名以下の場合は開催を見合わせる場合があります。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先：日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>

電話 045-478-5453 Email : support@yakken-ctr.jp

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2020年2月15日午後4時から2021年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額 (1事故)
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)	3,790円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害	※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。				
保険料(注)			1,260円	1,420円	1,610円

中途加入手続き

- ◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。
- ◆加入依頼書の送付先：
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F
日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）
- ◆保険料を下記口座へお振込みください。
振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店
（口座番号）普通口座 0406415
（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】2020年

■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。

(基本契約とは別に適用されます。)

＜年間保険料＞

3,790円

加入月数(ヶ月)	保険料(円)
11	3,470
10	3,170
9	2,850
8	2,520
7	2,210
6	1,910
5	1,580
4	1,270
3	950
2	640
1	330

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

加入月数(ヶ月)	保険料(円)		
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
11	1,160	1,300	1,480
10	1,050	1,180	1,340
9	950	1,070	1,210
8	840	950	1,070
7	740	830	940
6	630	710	810
5	530	590	670
4	420	470	540
3	320	360	400
2	210	240	270
1	110	120	130



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

seriousfun camp

founded by paul newman

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付き自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。



現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。

募金に
ご協力下さい。



ドラッグストア はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
<https://www.jacds.gr.jp>

(サポートセンター)
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569
e-mail:sec@jacds.gr.jp



solaputi kids' camp 公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
a seriousfun camp
founded by paul newman <http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200/FAX.0125-75-3211
e-mail:info@solaputi.jp



行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

【厚生労働省】

1. 医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

—保険局保険課長(10月5日) 宮城県

表記の周知依頼がありました。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただくよう、よろしくお願いいたします。【資料:後頁13ページ分あり】

2. セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について

—医薬・生活衛生局経済課(10月27日) 秋田県、宮城県、栃木県、埼玉県、横浜市、三重県、広島県

事務連絡No.20114でもご案内した内容です。レシートへの対象商品であることの明示等、販売時のルール遵守を重ねてお願いします。また、対象医薬品をPB販売している企業様においては、メーカー様に届け出を行っていただくようお願いいたします。【資料:後頁3ページ分あり】

3. オキシドン塩酸水和物徐放製剤の使用にあたっての留意事項について

—医薬・生活衛生局総務課長(10月29日) 横浜市、徳島県

オキシドン塩酸塩水和物徐放製剤の承認条件が追加になったことを受けての留意事項の周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただくよう、お願いします。【資料:後頁7ページ分あり】

4. 要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

—医薬・生活衛生局医薬安全策課長(11月6日)

宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、広島県、徳島県

フェキソフェナジン(十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。)の区分変更に係る周知です。後頁の資料に目を通していただくようお願いいたします。【資料:後頁1ページ分あり】

5. 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長(11月6日)

宮城県、福島県、埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、三重県、広島県、徳島県

上記フェキソフェナジンの第1類医薬品への区分変更に係る留意事項です。後頁の資料に目を通していただき、店頭での適切な対応をお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

6. 新型コロナウイルス感染症に関する医療機関への助成金等に関する不審な勧誘等について

—医薬・生活衛生局総務課(11月11日) 岐阜県

新型コロナウイルス感染症に関する医療機関への助成金等に係る詐欺事件に関する注意喚起です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁1ページ分あり】

7. 厚生労働省「人材開発支援策」のご案内について —人材開発統括官(11月12日)

厚生労働省が実施している「人材開発支援策」に関する周知です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁6ページ分あり】

【経済産業省】**8. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(8月分)**

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の8月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。

【資料:後頁 15 ページ分あり】

【農林水産省】**9. 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について**

—消費・安全局食品安全政策課長(11月5日)

香川県下の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受けての周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

【資料:後頁10ページ分あり】

【国税庁】**10. 消費税仕入税額控除の方式としての「適格請求書等保存方式(インボイス方式)」登録の周知について —国税庁(10月)**

令和5年10月1日より導入されるインボイス制度の登録申請が令和3年10月1日より開始されることに関するご案内です。後頁の資料ならびにホームページに目を通していただきますようお願いいたします。

【資料:後頁1ページ分あり】

国税庁インボイス制度の概要

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

【公正取引委員会】**11. 下請取引の適正化について —下請取引の適正化について 公正取引委員会委員長(11月13日)**

表記の件に関する周知です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

【団体】**12. 下請かけこみ寺について —(公財)全国中小企業振興機関協会**

に関する周知です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

13. 令和3年度の再商品化委託申し込みのご案内について —(公財)日本容器包装リサイクル協会

表記の件に関する周知です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」は開催中止となりました。詳細は以下のウェブサイトをご確認ください。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

<https://www.jcpra.or.jp/specified/tabid/1027/index.php>

保保発 1 0 0 5 第 1 号
保国発 1 0 0 5 第 1 号
保高発 1 0 0 5 第 1 号
令和 2 年 1 0 月 5 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会長
地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省保険局保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

今般、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）により、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「健康保険法等」という。）が改正され、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）等について、プライバシー保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外でこれらの告知を求めることを禁止する規定が新たに設けられ、令和2年10月1日から施行されたところである。また、当該規定の施行に伴い、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第161号。以下「改正省令」という。）により、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号。以下「船保則」という。）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。

以下「国保則」という。)及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。)(以下「健保則等」という。))において告知要求制限に係る規定が整備され、同じく令和2年10月1日から施行されたところである。

については、被保険者等記号・番号等の告知要求制限の基本的な考え方について、下記のとおり整理したため、内容について御了知いただくとともに、適切に運用いただくようお願いする。

なお、告知要求制限に係る留意点については、「医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について」(令和2年7月8日付け総務省自治行政局公務員部福利課・財務省主計局給与共済課・文部科学省高等教育局私学部私学行政課・厚生労働省保険局保険課・厚生労働省保険局国民健康保険課・厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡。別添参照。)において各府省等法令担当課長に対し関係団体への周知を依頼したところであるが、更なる周知徹底を図るため、各都道府県及び市町村の国民健康保険主管課及び後期高齢者医療主管課から庁内他部局に対して本通知の内容を周知いただくよう、よろしくお取り計らい願いたい。

記

第1 告知要求制限に係る規定について

改正法により、健康保険法等に以下の内容の規定が設けられていること。

- ① 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等を利用する者として厚生労働省令で定める者(以下「厚生労働大臣等」という。)について、健康保険事業の遂行等以外の目的での被保険者等記号・番号等の告知要求の禁止
- ② 厚生労働大臣等以外の者について、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、被保険者等記号・番号等の告知要求の禁止
- ③ ①又は②以外の場合での、売買、貸借、雇用その他の契約の申込み等における被保険者等記号・番号等の告知要求の禁止
- ④ ①又は②以外の場合での、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベースの構成の禁止
- ⑤ ③及び④に違反した者に対する厚生労働大臣の勧告
- ⑥ ⑤の勧告に従わない者に対する厚生労働大臣の命令
- ⑦ ⑥の命令に従わない者に対する罰則
- ⑧ ⑤及び⑥の措置に関し必要なときに、厚生労働大臣が報告を求め又は検査を行う権限の付与
- ⑨ ⑧に関し虚偽の報告又は検査の忌避等を行った者に対する罰則
- ⑩ ⑦及び⑨の違反に対する両罰規定

第2 健康保険法第194条の2第1項等に定める者について

第1①のとおり、健康保険法第194条の2第1項等では、厚生労働大臣等は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行等のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならないこととされているところ、当該厚生労働大臣等として、左欄に掲げる者がそれぞれ右欄に掲げる省令において規定されていること。

	健康保険法第194条の2第1項等に規定する者	省令
①	厚生労働大臣	健保則、船保則、国保則、高確則
②	財務大臣	健保則、船保則
③	地方厚生局長、地方厚生支局長	健保則、船保則、国保則、高確則
④	全国健康保険協会	健保則、船保則
⑤	健康保険組合	健保則
⑥	都道府県	国保則
⑦	市町村	国保則
⑧	国民健康保険組合	国保則
⑨	後期高齢者医療広域連合	高確則
⑩	適用事業所の事業主	健保則
⑪	船舶所有者	船保則
⑫	健康保険組合連合会	健保則
⑬	社会保険診療報酬支払基金	健保則、船保則、国保則、高確則
⑭	国民健康保険団体連合会	健保則、船保則、国保則、高確則
⑮	国民健康保険法第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人	健保則、船保則、国保則、高確則
⑯	保険医療機関等	健保則、船保則、国保則、高確則
⑰	保険薬局等	健保則、船保則、国保則、高確則
⑱	健康保険法第87条第1項等(※)に規定する保険医療機関等以外の病院、薬局その他の者	健保則、船保則、国保則、高確則
⑲	指定訪問看護事業者	健保則、船保則、国保則、高確則
⑳	都道府県知事	健保則、船保則、高確則
㉑	市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）	健保則、船保則、高確則
㉒	日本年金機構	健保則、船保則
㉓	船員保険事務組合	船保則
㉔	船長又は船長の職務を行う者 (船舶所有者の代理人として船員保険法第225条の事務代行を行う場合に限る。)	船保則
㉕	船員保険法附則第三条第一項に規定する承認法人等	船保則
㉖	年金保険者	国保則、高確則

(※) 船員保険法第64条第1項、国民健康保険法第54条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第77条第1項を含む。

これらの者については、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため必要がある場合には、被保険者等記号・番号等の告知を求めることができるが、この場合には以下の点に留意すること。

(1) ①厚生労働大臣が、被保険者等記号・番号等の告知を求めることができる健康保険事業又は当該事業に関連する事務については、健康保険法等又はその下位法令により厚生労働大臣が行うこととされた事務のほか、厚生労働大臣が以下の事業及びこれに関連する事務を行う場合が該当すること。

- ・高齢者の医療の確保に関する法律第 16 条の規定に基づくレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の整備
- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条の 2 の規定に基づく介護保険総合データベース（介護DB）の整備
- ・健康保険法第 77 条の規定に基づく DPC データベースの整備
- ・がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 5 条の規定に基づくがん登録データベースの整備
- ・難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成 27 年厚生労働省告示第 375 号）に基づく指定難病患者データベースの整備
- ・小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針（平成 27 年厚生労働省告示第 431 号）に基づく小児慢性特定疾病児童等データベースの整備

(2) ②から⑮まで及び⑳から㉔までの者が被保険者等記号・番号等の告知を求めることができる健康保険事業又は当該事業に関連する事務については、健康保険法等又はその下位法令により②から⑮まで及び⑳から㉔までの者がそれぞれ行うこととされた事務が該当すること。

(3) ⑯保険医療機関等、⑰保険薬局等、⑱健康保険法第 87 条第 1 項等に規定する保険医療機関等以外の病院、薬局その他の者及び㉕指定訪問看護事業者が被保険者等記号・番号等の告知を求めることができる健康保険事業又は当該事業に関連する事務については、健康保険法等又はその下位法令によりこれらの者がそれぞれ行うこととされた事務のほか、これらの者間で構築される医療情報連携ネットワークの整備及びこれに関連する事務が該当すること。

(4) ㉖都道府県知事又は㉗市町村長が被保険者等記号・番号等の告知を求めることができる健康保険事業又は当該事業に関連する事務については、医療保険各法又はその下位法令により都道府県知事又は市町村長がそれぞれ行うこととされた事務のほか、以下の事務が該当すること。なお、国保則における⑥都道府県及び⑦市町村において、同様の取扱であること。

- ・がん登録等の推進に関する法律第 6 条等の規定に基づく事務
- ・介護保険法及びその下位法令の規定に基づく事務（要介護認定の申請、要支援認定の申請、被保険者証の交付等）
- ・公費負担医療、地方単独の医療費助成事業その他の医療費助成事業による医療費の支給に関する事務

- (5) ①から⑳までの者が、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のために被保険者等記号・番号等を用いる場合についても、個人情報保護法制の諸規定に従い、被保険者等記号・番号等を適切に管理することが求められること。

第3 健康保険法第194条の2第2項等に定める場合について

第1②のとおり、健康保険法第194条の2第2項等では、厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならないこととされている。当該厚生労働省令で定める場合について、被保険者等記号・番号等を活用することが、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上に資する等、医療保険各法の理念に照らして整合的である場合として、健保則第156条の2第2項等において、以下の場合が規定されていること。

- ① 高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項に規定する保険者又は後期高齢者医療広域連合が、同条第1項に規定する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合
- ② 保険者から委託を受けた者が、当該委託を受けた健康保険事業に関連する事務を行う場合
- ③ 被保険者の同意を得た者又は被保険者から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた保険者（当該保険者から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合
- ④ 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律第23条第1項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合
- ⑤ がん登録等の推進に関する法律第24条第1項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合
- ⑥ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律192号）第15条第1項第5号ハに掲げる業務又は同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附随する業務に限る。）を行う場合
- ⑦ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）第9条第1項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第2条第4項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合
- ⑧ ④から⑦までの場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合
 - イ 国の行政機関
適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
 - ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体
疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
 - ハ 民間事業者等のうち健康保険法施行規則第155条の5第1号から第4号までのいずれにも該当しないもの（※）

医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

- ⑨ 高齢者の医療の確保に関する法律第20条に規定する特定健康診査、同法第24条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合
- ⑩ 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項各号に掲げる業務を行う場合
- ⑪ 独立行政法人環境再生保全機構が、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第11条の規定により医療費を支給する場合

(※) ①健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法、統計法（平成19年法律第53号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者（第1号）、②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（第2号）、③法人等であって、その役員のうち①及び②のいずれかに該当する者がある者（第3号）又は④暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者（第4号）のいずれにも該当しないもの

これらの場合については、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため特に必要がある場合として、被保険者等記号・番号等の告知を求めることができるが、この場合には以下の点に留意すること。

- (1) ①の場合について、高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項に規定する保険者とは、健康保険組合、全国健康保険協会、都道府県、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団を指すこと。

また、高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）を指すこと。

- (2) ③の場合について、保険者（当該保険者から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為に関して、被保険者の同意を得た者又は被保険者から委託を受けた者が当該行為を行う場合としては、例えば、以下のような場合が考えられること。

- ・労災認定された傷病等に対して療養の給付等がなされていた場合に、労災給付の支払及び医療保険給付との調整のため、労働基準監督署が、被災労働者の同意を得て、保険者からレセプト等を入手する場合
- ・交通事故等による負傷について、民間保険会社が健康保険組合連合会等との覚書等に基づき、被保険者の同意を得て、健保則第65条等の規定による第三者行為による傷病届の作成

の支援及び保険者に対する当該傷病届の送付を行う場合

- ・被保険者等が介護サービス施設に入所する際、介護サービス施設が、当該被保険者等の同意を得て、緊急の受診時に備えて被保険者証の写しを取得する場合
- ・児童が児童養護施設等に入所する際又は里親に委託される際、児童養護施設等又は里親が、当該児童の保護者等の同意を得て、将来的な受診に備え当該児童の被保険者証を預かる場合

(3) ⑧の場合について、国の行政機関等が法令に規定のないデータベースを作成する場合についても、告知要求制限の対象外としているが、これは疫学研究や臨床研究の現場において、研究者がデータベースを作成する際に被保険者等記号・番号等を活用することが、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上に資する等、医療保険各法の理念に照らして整合的であることに着目したものであること。

このため、被保険者等記号・番号等を利用して不適切な行為をしたことがある、又は医療保険関係法令の規定に反した等の理由により被保険者等記号・番号等を利用することが不適切と考えられる者については、被保険者等記号・番号等の告知を求めること、被保険者等記号・番号等を利用してデータベースを作成することは認められないこと。

(4) ①から⑩までの場合についても、被保険者等記号・番号等を扱う主体については、個人情報保護法制の諸規定に従い、被保険者等記号・番号等を適切に管理することが求められること。

第4 本人確認等のために健康保険の被保険者証等の提示を求める場合の取扱いについて

告知要求制限に関する規定が施行された令和2年10月1日以降も、金融機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく本人確認を行う場合など、一般事業者における顧客の本人確認等のために健康保険の被保険者証等の提示を求めることは可能であるが、その際には、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意することが必要となること。

- ・ 被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスクングを施すこと。
- ・ 被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスクングを施すよう求め、マスクングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスクングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスクングを施すこと。
- ・ 被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。
- ・ なお、これらの取扱いは、令和2年10月1日の改正法施行以降に被保険者等記号・番号等の告知を求める場合に適用されるものであり、改正法施行前に取得した被保険者証の写し等について、改めてマスクングを施す等の対応を求めるものではないこと。

事務連絡
令和2年7月8日

各府省等法令担当課長 殿

総務省自治行政局公務員部福利課
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

医療保険の被保険者証については、従来から、様々な取引、届出等の場面において、本人確認等を目的として用いられているものと承知しています。

今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されます。

告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等や、本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項は、下記のとおりですので、各省庁におかれては、内容を御了知いただくとともに、適切な取扱いが行われるよう、関係団体に周知いただくようお願いいたします。

記

1 告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等について

告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等は、次に掲げる記号・番号等である。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第1項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）

- ・船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 143 条の 2 第 1 項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）
- ・私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する加入者等記号・番号等（保険者番号及び加入者等記号・番号）
- ・国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等（保険者番号及び組合員等記号・番号）
- ・国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する「被保険者記号・番号等」（保険者番号及び被保険者記号・番号）
- ・地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等（保険者番号及び組合員等記号・番号）
- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する「被保険者番号等」（保険者番号及び被保険者番号）

2 本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項について

1 に掲げる記号・番号等については、各医療保険制度における被保険者証に記載がなされている。今後も、本人確認等のために被保険者証の提示を求めることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意いただくようお願いする。

- ・ 被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
- ・ 被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- ・ 被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

【参照条文】

◎ 改正法による改正後の健康保険法（抄）

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第九十四条の二 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業

又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(※) 健康保険法のほか、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法、高齢者の医療の確保に関する法律においても同旨の条文が設けられた。

事務連絡
令和2年7月8日

各府省等法令担当課長 殿

総務省自治行政局公務員部福利課
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

医療保険の被保険者証については、従来から、様々な取引、届出等の場面において、本人確認等を目的として用いられているものと承知しています。

今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されます。

告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等や、本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項は、下記のとおりですので、各省庁におかれては、内容を御了知いただくとともに、適切な取扱いが行われるよう、関係団体に周知いただくようお願いいたします。

記

1 告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等について

告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等は、次に掲げる記号・番号等である。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第1項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）

- ・船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 143 条の 2 第 1 項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）
- ・私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する加入者等記号・番号等（保険者番号及び加入者等記号・番号）
- ・国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等（保険者番号及び組合員等記号・番号）
- ・国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する「被保険者記号・番号等」（保険者番号及び被保険者記号・番号）
- ・地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等（保険者番号及び組合員等記号・番号）
- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する「被保険者番号等」（保険者番号及び被保険者番号）

2 本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項について

1 に掲げる記号・番号等については、各医療保険制度における被保険者証に記載がなされている。今後も、本人確認等のために被保険者証の提示を求めることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意いただくようお願いする。

- ・ 被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
- ・ 被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- ・ 被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

【参照条文】

◎ 改正法による改正後の健康保険法（抄）

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第九十四条の二 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業

又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(※) 健康保険法のほか、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法、高齢者の医療の確保に関する法律においても同旨の条文が設けられた。

事務連絡
令和2年10月27日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について

平成29年1月1日から開始しているセルフメディケーション税制について、複数のドラッグストア店舗にて本税制の対象医薬品に関するレシートの表示誤りがあったことが判明いたしました。

このため、「セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について」（令和2年10月27日付厚生労働省医政局経済課事務連絡）（別紙）を関係団体宛に送付し、会員企業等への周知の協力を要請したところです。

貴管内関係企業等に対しても周知方御協力をよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令 和 2 年 1 0 月 2 7 日

日本製薬団体連合会
（公社）日本薬剤師会
日本チェーンドラッグストア協会
（一社）日本医薬品卸売業連合会
（一社）全国家庭常備薬特品連合会
（一社）日本保険薬局協会
日本一般用医薬品連合会

御中

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について

平素よりセルフメディケーション税制の運用にご協力いただき、感謝申し上げます。

本税制の適用に係る証明書類（レシート等）の記載事項については、「セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類（レシート等）の記載事項について」（平成28年10月4日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡）（別添1）によって周知しており、税制対象医薬品を取り扱う各小売業者等において、その対応にご協力いただいているところ
です。

令和元年10月以後、複数のドラッグストア店舗にて本税制の対象医薬品に関するレシートの表示誤りがあったとして、日本チェーンドラッグストア協会からご報告がありました。これを踏まえ、納税者の皆様が確定申告を適切に実施できるよう、下記のとおり再発防止のための対応を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

貴会におかれましては、傘下企業様等あて周知いただくとともに、本税制の円滑な運用に向けて今後とも御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 製造販売業者の皆様へのお願い

（1）既存の税制対象医薬品に係る JAN コードの届出について

厚生労働省が公表する「対象品目一覧（※）」に「JANコード」を付記し公表することにより、医薬品小売業者の皆様がキャッシュレジスターのシステム上、税制対象商品を網羅的に把握できるようにすることとしました。つきましては、各税制対象医薬品の「JANコード」等の情報を新たに収集いたしますので、既存のセルフメディケーショ

ン税制対象医薬品すべて（以下「税制対象医薬品」という。）について、「スイッチ OTC 医薬品（変更）届出書」（別添 2）を、各製造販売業者から【厚生労働省（switchotc@mhlw.go.jp）宛て】に【12月4日まで】にご提出ください。

（※）「対象品目一覧」については、以下厚労省HPに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

（2）新規・変更・中止税制対象医薬品に係る届出様式の変更について

これまでに引き続き、①新たな税制対象医薬品を発売する場合、②販売名を変更した場合、③販売を中止して品質保証期限が切れた場合には、速やかに「スイッチ OTC 医薬品（変更）届出書」（別添 2）を、各製造販売業者から【厚生労働省

（switchotc@mhlw.go.jp）宛て】にご提出いただきますようお願いいたします。特に、新たな税制対象医薬品を発売する場合は、発売時点で医薬品小売業者が情報把握できるよう、十分な余裕をもって届出いただくよう、お願いいたします。また、提出時には届出書中の備考欄に「追加」「販売名変更」「削除」等、提出内容がわかるように記載してください。

なお、新様式（別添 2）においては、上記のとおり、「JAN コード」等の記載欄を設けていますので、今後の届出にあたっては、新様式をご使用いただきますようお願い申し上げます。

承認後未販売の商品についてはご提出不要ですが、製造又は販売を中止していても、市場にある商品が品質保証期限内である場合はご提出が必要となりますので、ご注意ください。

（3）医薬品小売業者又は医薬品卸売業者に税制対象医薬品を納入する際は、商品案内書に税制対象医薬品である旨を明記いただき、医薬品小売業者への正確な情報提供に努めていただきますようお願い申し上げます。

2. 医薬品小売業者の皆様へのお願い

上記のとおり税制対象医薬品の一覧に「JAN コード」を付記した一覧を作成し、追って送付いたしますので、医薬品小売業者におかれては、引き続き、別添 1 の事務連絡を遵守いただき、証明書類（レシート等）には、①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象医薬品である旨、④販売店名、⑤購入日が明記されるよう、御協力お願い申し上げます。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 辰巳、池澤

TEL 03(5253)1111 内線 4117

FAX 03(3507)9041

薬生総発 1029 第 1 号
薬生薬審発 1029 第 1 号
薬生安発 1029 第 1 号
薬生監麻発 1029 第 1 号
令和 2 年 10 月 29 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

オキシコドン塩酸塩水和物徐放製剤の使用に当たっての留意事項について

オキシコドン塩酸塩水和物徐放製剤（販売名：オキシコンチン TR 錠 5 mg、同 TR 錠 10 mg、同 TR 錠 20 mg 及び同 TR 錠 40 mg。以下「本剤」という。）については、本日、「非オピオイド鎮痛薬又は他のオピオイド鎮痛薬で治療困難な中等度から高度の慢性疼痛における鎮痛」に係る効能・効果（以下「本効能」という。）を追加する承認事項一部変更承認を行ったところですが、承認条件が別紙のとおり付されたことから、その使用に当たっては、下記の点について留意されるよう、貴管下の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。

なお、本通知に示された本剤の適正な使用のための管理については、今後の状況や新たに得られる知見に鑑み、見直す可能性があります。

1 本剤の適正使用について

- (1) 本剤の効能・効果は、今回の承認事項一部変更承認によって、「中等度から高度の疼痛を伴う各種癌における鎮痛
非オピオイド鎮痛薬又は他のオピオイド鎮痛薬で治療困難な中等度から高度の慢性疼痛における鎮痛」
となること。
- (2) 本剤の使用に当たっては、あらかじめ添付文書の内容を理解し、その注意を遵守すること。
- (3) 本剤の適正な使用のための管理の基本は別添のとおりであり、その概要は以下のとおりであること。
慢性疼痛患者への処方・使用に当たっては、以下の手順に従うこと。
 - ① 医師は製造販売業者の提供する講習を受講
 - ② 製造販売業者は講習を修了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行
 - ③ 医師及び患者は処方時に確認書に署名
 - ④ 確認書の一方を医療機関が保管し、もう一方を患者に交付
 - ⑤ 薬剤師は患者から麻薬処方せんとともに確認書の提示を受け調剤し、確認書の内容を説明の上、薬局で保管なお、確認書が確認できない場合には、別添の流れに従い、調剤の可否を判断
なお、癌性疼痛の患者に本剤を処方・使用するに当たっては、医師は講習の受講等は必要なく、確認書も交付されないこと。
- (4) 本効能で処方・調剤する際は、別添の流れに従って調剤まで行われるよう留意すること。
- (5) 使用実態下において本剤を慢性疼痛患者に投与したときの依存性に関連する有害事象の発現状況等を検討するために、製造販売業者が実施する製造販売後調査等について、貴管下の医療機関（薬局を含む）の協力を求めることとしたこと。
- (6) 本剤を処方する場合は、添付文書の使用上の注意等に十分に留意しつつ、本剤が麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）上の麻薬であることを踏まえ、適正に処方・説明等を行うこと。特に、慢性疼痛については、原因となる器質的病変、心理的・社会的要因及び依存リスクを含めた包括的な診断を行い、学会のガイドライン等の最新の情報を参考に、本剤の投与の適否を慎重に判断すること。
- (7) 慢性疼痛を含む各種疼痛における薬剤の選択については、その適応、製剤学的特徴及び各種ガイドラインを考慮すること。
- (8) 本剤には依存や不適正使用を生じる潜在的なリスクがあることから、特に、本剤の慢性疼痛への処方に当たっては、本剤の使用以外に有効な鎮痛の手段がないか、本剤の使用による治療目標の設定が妥当

であるか、医師等の指示に従って適切に本剤を使用できる患者であるか、本剤の処方期間やその患者が本剤を使用開始した後の本剤の有効性・安全性・適正使用の再評価の時期があらかじめ設定されているか等、本剤の安易な使用及び漫然とした投与、並びに不適正使用がなされないよう留意すること。

- (9) 製造販売業者に、本剤の出荷状況や使用症例数等の報告を求めることとしたこと。

2 本剤の適正な使用のための管理に関する周知事項について

- (1) 本剤については、上記1(3)の管理がなされること。
- (2) 上記1(3)①の講習の受講を希望する医師については、製造販売業者への問合せ等をお願いしたいこと。
- (3) 薬剤師は本剤を慢性疼痛患者に調剤する場合は、別添の流れに従い、調剤前に、上記1(3)①の講習を修了した医師が発行した確認書を確認すること。
- (4) 確認書の発行を確認できないことにより調剤を拒むことについては、薬剤師法(昭和35年法律第146号)第21条(調剤の求めに応じる義務)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第11条の11の「正当な理由」に当たるものと解されること。

別紙

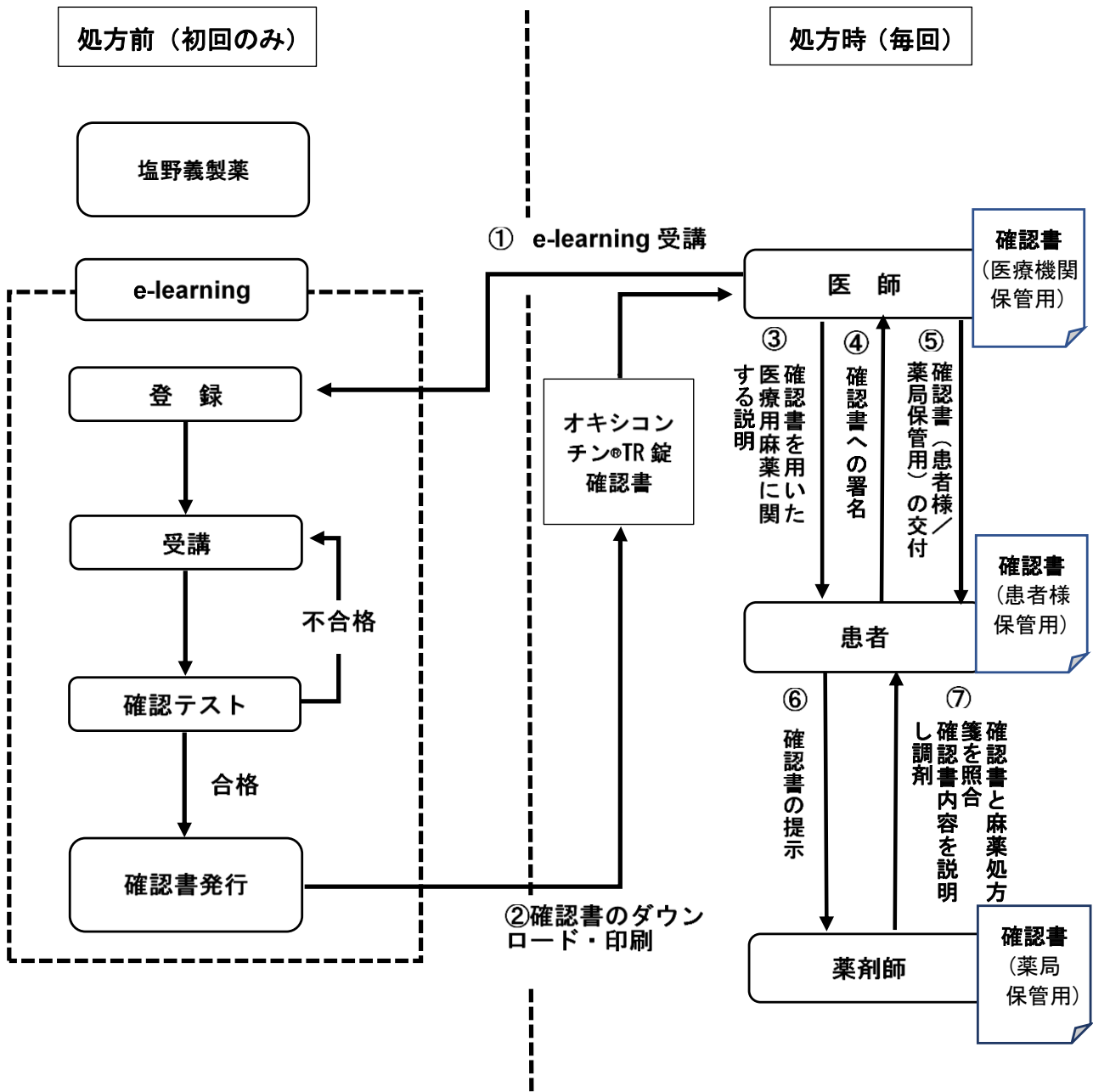
承認条件について

本剤の承認条件を以下のとおりとした。

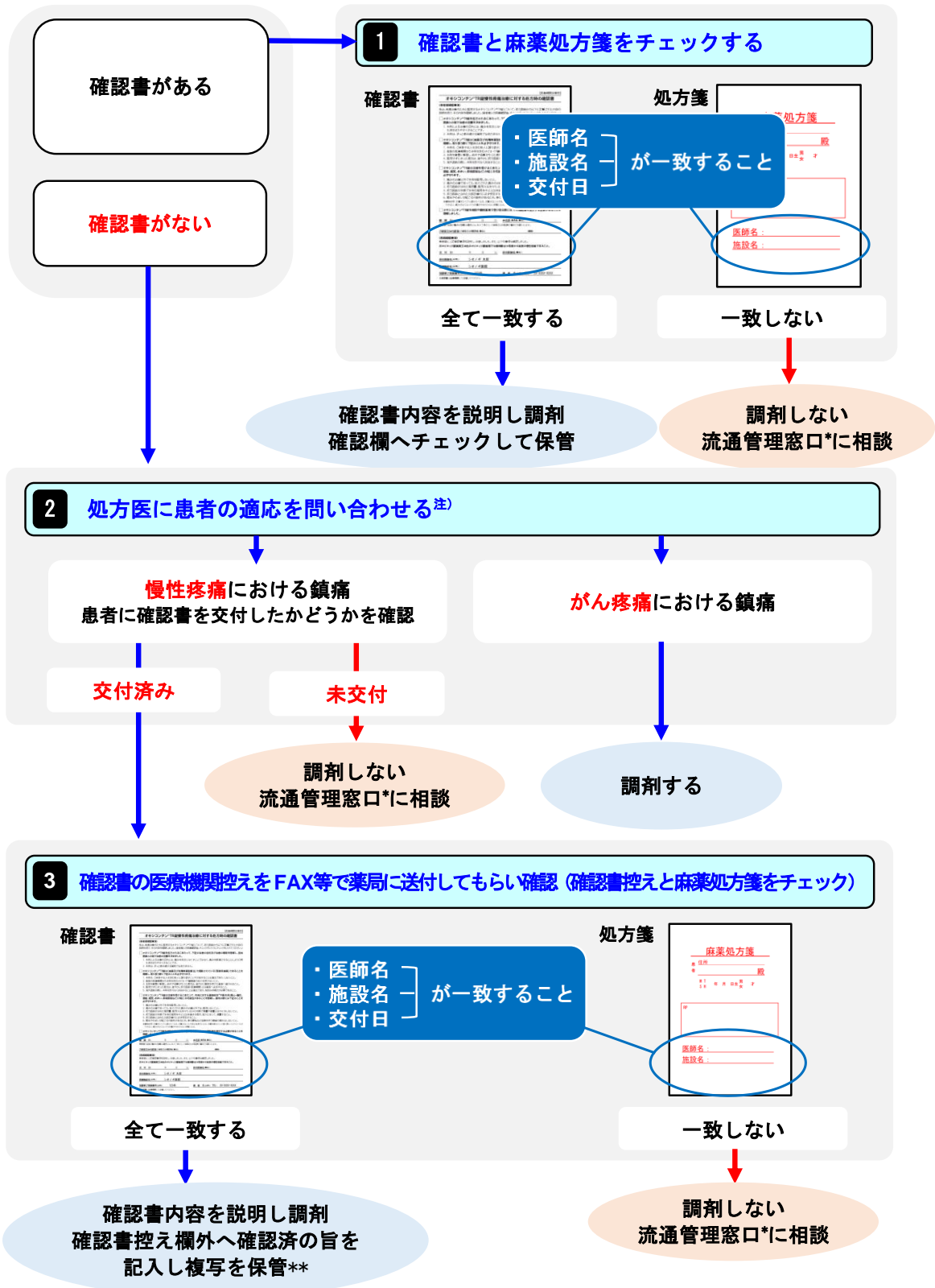
【承認条件】

新	旧
<u>1. 医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。</u>	(新設)
<u>2. 慢性疼痛の診断、治療に精通した医師によってのみ処方・使用されるとともに、本剤のリスク等についても十分に管理・説明できる医師・医療機関・管理薬剤師のいる薬局のもとでのみ用いられ、それら薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。</u>	(新設)

確認書を用いた管理体制の全体図



調剤までの流れ



* オキシコチン TR 錠流通管理窓口

** 複写対応ができない場合には、流通管理窓口にご相談ください

注) 確認書がない場合、処方医への問い合わせ対応が原則必要であるが、「疼痛を伴う各種癌における鎮痛に対して、処方箋を交付されている患者」であることが判断できる場合は、処方医への問い合わせをせずに調剤することを可とする。

病院や調剤薬局で本剤の調剤を受ける際は、必ずこの確認書を提示してください。 【患者様保管用】

オキシコンチン®TR錠慢性疼痛治療に対する処方時の確認書

(患者様確認事項)

私は、疼痛治療のために服用するオキシコンチン®TR錠について、担当医師から以下に記載された内容の説明を受け、その内容を理解しました。

オキシコンチン®TR錠を処方されるにあたって、下記の治療の目的及び治療の期間を理解し、担当医師との間で治療の目標を決めました。

1. 本剤による治療の目的とは、痛みを完全になくすことではなく、痛みを軽減させることにより日常生活を送りやすくすることです。
2. 本剤は、ずっと飲み続ける薬剤ではありません。

オキシコンチン®TR錠は「麻薬及び向精神薬取締法」で規制されている「医療用麻薬」であることを理解し、取り扱う際、下記のことを必ず守ります。

1. 本剤を、ご家族や友人を含む他人に譲り渡すことや共有することは違法であり、しないこと。
2. 複数の医療機関から本剤を含むオピオイド系麻薬の処方を受けないこと。
3. 本剤を厳密に管理し、紛失や盗難が生じた場合は、速やかに調剤を受けた薬局へ届け出る。
4. 服用せずに余った場合は、速やかに担当医師(医療機関)又は薬局へ返却すること。
5. 海外渡航の際に、本剤を許可なく所持することは違法であり、特別な手続が必要であること。

オキシコンチン®TR錠の治療を受けるにあたって、本剤に対する薬物依存*や副作用(嘔心・嘔吐、便秘、眩暈、めまい、呼吸抑制など)が起こる可能性があることを理解し、服用の際には下記のことを必ず守ります。

1. 痛みの治療以外で本剤を服用しないこと。
 2. 痛みの治療であっても、処方された痛みの治療以外では、服用しないこと。
 3. 担当医師が決めた服用量、服用方法を守り、自分の判断で増量や減量又は中止をしないこと。
 4. 担当医師の判断で本剤の服用を中止又は休薬する場合は、指示に従って、減量すること。
 5. 担当医師と決めた次回診察日に必ず受診すること。
 6. 眩暈やめまいが起こる可能性があるため、車の運転など危険を伴う機械の操作はしないこと。
- *薬物依存：お薬をたくさん飲みたくなる、お薬がないと不安な気持ちになる、お薬を飲みたくて強く思いコントロールができていない、痛みがなくなってもお薬をやめられない状態になる。

オキシコンチン®TR錠を病院や調剤薬局で受け取る際には、この確認書を提示する必要があることを理解しました。

確認日: 年 月 日 お名前(患者様、署名):

患者様ご自身の署名が困難な場合には、本人了承の上、ご家族又は代諾者の署名をお願いします。(捺印)

ご家族又は代諾者(ご家族又は代諾者様、署名):

(医師確認事項)

患者様以上に確認事項を説明し、合意しました。また、以下の事項も確認しました。

非オピオイド鎮痛薬又は他のオピオイド鎮痛薬で治療困難な中等度から高度の慢性疼痛であること。

交付日: 年 月 日 担当医師名(署名):

担当医師名(印字): シオノギ 太郎

医療施設名(印字): シオノギ 医院

受講修了医師番号(印字): 12345 連絡先(印字): TEL: XX-XXXX-XXXX

本確認書は、次回診察時まで、患者様が保管してください。

(薬剤師確認事項)

患者様()様)に「オキシコンチン®TR錠慢性疼痛治療に対する処方時の確認書」の内容を説明し、ご理解いただきました。

薬剤師 確認日: 年 月 日

担当医師名(印字): シオノギ 太郎

医療施設名(印字): シオノギ 医院

受講修了医師番号(印字): 12345 連絡先(印字): TEL: XX-XXXX-XXXX

本確認書は、次回診察時まで、患者様が保管してください。

【薬局保管用】

オキシコンチン®TR錠慢性疼痛治療に対する処方時の確認書

【医療機関保管用】

オキシコンチン®TR錠慢性疼痛治療に対する処方時の確認書

(患者様確認事項)

私は、疼痛治療のために服用するオキシコンチン®TR錠について、担当医師から以下に記載された内容の説明を受け、その内容を理解しました。(患者様との同意確認後、チェックボックスにチェックを入れてください)

オキシコンチン®TR錠を処方されるにあたって、下記の治療の目的及び治療の期間を理解し、担当医師との間で治療の目標を決めました。

1. 本剤による治療の目的とは、痛みを完全になくすことではなく、痛みを軽減させることにより日常生活を送りやすくすることです。
2. 本剤は、ずっと飲み続ける薬剤ではありません。

オキシコンチン®TR錠は「麻薬及び向精神薬取締法」で規制されている「医療用麻薬」であることを理解し、取り扱う際、下記のことを必ず守ります。

1. 本剤を、ご家族や友人を含む他人に譲り渡すことや共有することは違法であり、しないこと。
2. 複数の医療機関から本剤を含むオピオイド系麻薬の処方を受けないこと。
3. 本剤を厳密に管理し、紛失や盗難が生じた場合は、速やかに調剤を受けた薬局へ届け出る。
4. 服用せずに余った場合は、速やかに担当医師(医療機関)又は薬局へ返却すること。
5. 海外渡航の際に、本剤を許可なく所持することは違法であり、特別な手続が必要であること。

オキシコンチン®TR錠の治療を受けるにあたって、本剤に対する薬物依存*や副作用(嘔心・嘔吐、便秘、眩暈、めまい、呼吸抑制など)が起こる可能性があることを理解し、服用の際には下記のことを必ず守ります。

1. 痛みの治療以外で本剤を服用しないこと。
 2. 痛みの治療であっても、処方された痛みの治療以外では、服用しないこと。
 3. 担当医師が決めた服用量、服用方法を守り、自分の判断で増量や減量又は中止をしないこと。
 4. 担当医師の判断で本剤の服用を中止又は休薬する場合は、指示に従って、減量すること。
 5. 担当医師と決めた次回診察日に必ず受診すること。
 6. 眩暈やめまいが起こる可能性があるため、車の運転など危険を伴う機械の操作はしないこと。
- *薬物依存：お薬をたくさん飲みたくなる、お薬がないと不安な気持ちになる、お薬を飲みたくて強く思いコントロールができていない、痛みがなくなってもお薬をやめられない状態になる。

オキシコンチン®TR錠を病院や調剤薬局で受け取る際には、この確認書を提示する必要があることを理解しました。

確認日: 年 月 日 お名前(患者様、署名):

患者様ご自身の署名が困難な場合には、本人了承の上、ご家族又は代諾者の署名をお願いします。(捺印)

ご家族又は代諾者(ご家族又は代諾者様、署名):

(医師確認事項)

患者様以上に確認事項を説明し、合意しました。また、以下の事項も確認しました。

非オピオイド鎮痛薬又は他のオピオイド鎮痛薬で治療困難な中等度から高度の慢性疼痛であること。

交付日: 年 月 日 担当医師名(署名):

担当医師名(印字): シオノギ 太郎

医療施設名(印字): シオノギ 医院

受講修了医師番号(印字): 12345 連絡先(印字): TEL: XX-XXXX-XXXX

本確認書は、次回診察時まで、患者様が保管してください。

薬生安発 1106 第 1 号
令和 2 年 11 月 6 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づく要指導医薬品のうち、下記 1 . の医薬品については、令和 2 年 11 月 8 日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 7 条の 2 第 1 項第 2 号に定める期間を満了し、同年 11 月 9 日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 354 号。以下「改正告示」という。）が令和 2 年 11 月 6 日に告示されます。

当該医薬品が要指導医薬品から第一類医薬品に移行することを踏まえ、適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材及び添付文書の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしく願います。

記

1 . 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）	令和 2 年 11 月 9 日

2 . 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成 26 年厚生労働省告示第 255 号）第 1 号中から「フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）」を削除する。

薬生監麻発 1106 第 1 号
令和 2 年 11 月 6 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
（公印省略）

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 355 号。以下「経過措置告示」という。）が令和 2 年 11 月 6 日に告示され、同年 11 月 9 日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要性が生じた下記 1 に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）	令和 2 年 11 月 9 日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

- ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
フェキソフェナジン (十五歳未満の者に 係る用法及び用量が 定められているもの に限る。)	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般 用医薬品に移行する医 薬品について(令和2 年11月6日薬生安発 1106第1号)

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省
医政局総務課
医政局医療経営支援課
健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に関する医療機関への助成金等に関する不審な勧誘等について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により支援を実施しているところですが、各種交付金等について新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗した不審な勧誘等が一部で報告されているところです。

貴部（局）におかれては、注意喚起のため、管下の市区町村や関係機関等に対し、以下の内容について周知していただきますようお願いいたします。

記

- 給付金、補助金、助成金等の詐欺にご注意ください。
※「新規資金提供」、「無償提供資金」、「産業支援資金」、「助成金（返済不要）」等の名目で勧誘する手口が報告されています。
- 給付金、補助金、助成金等の受給に関して、厚生労働省や都道府県が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- 医療機関に対する国の支援策において、手数料を求めることはありません。
- 本件について、不審な勧誘がきたら、下記の窓口にお電話でご相談ください。

（厚生労働省医政局新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する電話お問い合わせ窓口）

0120 - 786 - 577（受付時間は平日 9：30～18：00 土日祝日を除く）

人材開発に取り組む事業主を支援します！ 「人材開発支援策」のご案内

[令和2年10月1日改訂版]

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、様々な支援策を用意しています。令和2年度からの新設・拡充項目もご案内していますので、従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。



◆ 全国のポリテクセンターなどに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、おもに中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

おもに下の4つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します

高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハロートレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、“ものづくり分野”を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。



生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等の生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる“生産管理、IoTやクラウドの活用、組織マネジメント、マーケティング”などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。



IT理解・活用力の習得を支援（IT活用力セミナー）

第4次産業革命による技術革新に対応するために、中小企業や製造現場等で働く人を対象としたITの活用や情報セキュリティなどの基礎的なIT理解・活用力習得のための訓練コースを、民間機関等を活用して実施します。



テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がいない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場及び訓練用設備・機器）の貸出しを行っています。



【お問合せ先】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください

生産性向上人材育成支援センター

検索



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

ご存じですか？ ハロートレーニング

ハロートレーニングは、「公的職業訓練」の愛称です。キャリアアップや希望する就職を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練と、離職者向けの訓練があります。

求人申込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください！

国や都道府県では、離職者などが再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練（愛称：ハロートレーニング）を行っています。令和元年度の総受講者数は約10.4万人で、訓練分野も多岐にわたります。ハローワークで求人申込みを行う際には、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください。



(万人)

社外訓練

都道府県が実施する訓練

- ◆ 都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、及び都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。 ※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合があります。

※訓練期間：普通課程・・・原則として1年。
短期課程・・・6か月以下。

【主な訓練科】

建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理 など



都道府県立の職業能力開発施設での訓練（在職者訓練：ハロートレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。（訓練期間：概ね2～5日）

【主な訓練コース】

機械・機器操作などの基礎的な取扱いを習得させる訓練など地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練

（例）機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科 など

【地域の実情に応じた訓練コース】

地場産業などで必要とされる人材を育成するための地域の実情に応じた訓練

（例）観光ビジネス科、陶磁器製造科、繊維エンジニア科、自動車整備科 など



【お問合せ先】 都道府県能力開発主管課

講師派遣

ものづくりマイスター

- ◆ 製造業・建設業の職種で優れた技能、経験を備えた「ものづくりマイスター」が、実践的な実技指導を行い、若年技能者のスキルアップをお手伝いします。

ニーズにあわせて最適なものづくりマイスターを選定し、派遣します。

【主なものづくりマイスター対象職種】

機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など

【ものづくりマイスターの認定人数（令和元年度まで）】

11,515人（全国）



【お問合せ先】 地域技能振興コーナー

◆ **キャリアコンサルタント（国家資格）が、ジョブ・カードを活用して相談・助言を行います**

令和2年度から新設されたキャリア形成サポートセンターでは、企業及び労働者に対しジョブ・カードを活用してさまざまなキャリア形成支援を行っています。こうした従業員の自律的なキャリア形成の支援を通じて、企業の組織活性化や生産性向上につなげていきます。

おもに下の4つのメニューで、労働者等のキャリア形成を支援します

- ・ ジョブ・カードを活用した採用活動や従業員の人材育成等を実施する企業への支援
- ・ ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援（P.6参照）
- ・ セルフ・キャリアドック導入支援（相談支援・技術的支援、セミナー・研修等）
- ・ 労働者に対する専門的なキャリアコンサルティング機会の提供

キャリアコンサルティングとは…

◆ **キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います**

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家です。平成28年4月から国家資格になりました。守秘義務などが課せられており、安心して仕事や職業に関する相談ができます。

セルフ・キャリアドックとは…

◆ **企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することにより、従業員の主体的なキャリア形成を支援します**

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組（仕組み）のことです。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供することで、従業員の職場定着や、働く意義の再認識、企業の生産性向上につながるといった効果が期待されます。

ジョブ・カードとは…

◆ **「生涯を通じたキャリア・プランニング」および「職業能力証明」のためのツールです**

【効果的な人材育成】ジョブ・カードを活用することにより、従業員のキャリア形成上の課題を把握でき、効果的な能力開発を推進できます。

【採用活動】ジョブ・カードと履歴書を組み合わせて用いることにより、書面や面接場面だけではとらえられない本人の強みや人物の「立体像」を知ることができます。また、求職者本人のキャリア・プランが明確になり採用後のミスマッチの防止効果が期待できます。

なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.6参照）。

ジョブ・カード制度総合サイト <https://jobcard.mhlw.go.jp/>



自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。

◆ キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対 象	雇用保険の被保険者（※）または被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合 （※）雇用保険の被保険者とは一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、このページにおいて同じです。
支給額	◆ 一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）
	◆ 特定一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（上限20万円） ※ 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の手続を行う必要があります。
	◆ 専門実践教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額（年間上限40万円、訓練期間は最大で4年間のため最大160万円） ② 資格取得などをして、修了から1年以内に被保険者として再就職またはすでに雇用されている場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付 ※ ①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の70%に相当する額（年間上限56万円、訓練期間は最大で4年間のため、最大224万円） ただし、この措置は法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講する者に限るとともに、在職者であって、かつ、比較的高い賃金を受ける者についてはこの限りではありません。 ※ 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の手続を行う必要があります。

- 自社の従業員が特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「**人材開発支援助成金**」を受給できる場合があります（P.6参照）。
- 一般教育訓練、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の指定講座については、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの「**教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム**（http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku）」でもご覧になれます。

【お問合せ先】ハローワーク

◆ 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。

1. 学卒者などの若者の応募が増える！
2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！

この他にも、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫の低利融資などのメリットがあります。

認定基準など、詳しくは「**若者雇用促進総合サイト**」をご覧ください！



<認定マーク>



【お問合せ・申請書類提出先】都道府県労働局

若者雇用促進総合サイト

検索

事業主向け助成金

人材開発支援助成金

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

対象労働者	支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：（ ）内は中小企業以外	
					生産性の向上が認められる場合※1
正規雇用労働者向け	特定訓練コース	事業主 事業主団体等	以下の訓練について助成 ・労働生産性の向上に資する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 〔・特定分野認定実習併用職業訓練 ・認定実習併用職業訓練 ・中高年齢者雇用型訓練〕	[OFF-JT] ・経費助成 45(30)% 〔60(45)%※2〕 ・賃金助成 760(380)円/時・人 [OJT※3] ・実施助成 665(380)円/時・人 ＜1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円※4＞	[OFF-JT] ・経費助成 60(45)% 〔75(60)%※2〕 ・賃金助成 960(480)円/時・人 [OJT※3] ・実施助成 840(480)円/時・人
	一般訓練コース	事業主 事業主団体等	他の訓練コース以外の訓練について助成	[OFF-JT] ・経費助成 30% ・賃金助成 380円/時・人 ＜1年度1事業所当たり助成額は最大500万円※4＞	[OFF-JT] ・経費助成 45% ・賃金助成 480円/時・人
	教育訓練休暇付与コース	事業主	有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	定額助成30万円 ・経費助成（定額）20万円 ・賃金助成※5 ＜有給の場合に限る＞ 6,000円/日・人	定額助成36万円 ・経費助成（定額）24万円 ・賃金助成※5 ＜有給の場合に限る＞ 7,200円/日・人
非正規雇用労働者向け	特別育成訓練コース	事業主	以下の訓練について助成 ・一般職業訓練 ・雇用型訓練 〔・有期実習型訓練〕 ・中小企業等担い手育成訓練	[OFF-JT] ・経費助成 実費※6 ・賃金助成 760(475)円/時・人 [OJT※7] ・実施助成 760(665)円/時・人 ＜1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円＞	[OFF-JT] ・経費助成 実費※6 ・賃金助成 960(600)円/時・人 [OJT※7] ・実施助成 960(840)円/時・人

※1 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コースの長期教育訓練休暇制度、及び特別育成訓練コースについては、訓練開始日（長期教育訓練休暇制度は休暇取得開始日）が属する会計年度の前年度から3年度後の会計年度の末日の翌日から5ヶ月以内に割増支給申請をした場合に、通常の支給額からの割増し分を支給します。

※2 以下の場合に適用されます。

- ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）
- ・若者雇用促進法に基づく認定事業主またはセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 雇用型訓練に限ります。

※4 1年度に特定訓練コースと一般訓練コースの両方を受給する場合、両コース合わせて最大1,000万円となります。

※5 最大150日分の日額助成とし、雇用する企業全体の被保険者数（有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者は除く）が100人未満の企業は1名分、同100人以上の企業は2名分を支給対象者数の上限とする。

※6 一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。中小企業等担い手育成訓練は対象外。

※7 一般職業訓練を除く。

※8 支給対象となる通信制（eラーニングを含む）の場合は、経費助成のみ対象。

【お問合せ先】ハローワーク、都道府県労働局

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2020年8月分

August, 2020

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」（平成25年[2013年]10月改定）のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省が委託する民間事業者を通じて報告義務者に調査票の記入を依頼し、調査票を回収する。
(なお、丁2票については経済産業大臣が別に定める方法（POSデータ等の組替え集計）を併用している)

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、毎四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

甲票の対象を除いた卸売事業所及び丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（12. (3)参照）に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

7. 標本設計

本調査のうち乙票の対象は、経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、甲票、丙票の調査対象事業所及び丁1～4票の調査対象企業の傘下事業所のうち丁調査の要件を満たす事業所分を除外した上で業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように標本数を決め、無作為で抽出している。

8. 業種別販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている（ただし、百貨店・スーパー分は実額加算）。比推定とは、当該月に回収された調査票と前月に回収された調査票を照合し、両月とも報告されている事業所のみ販売額を業種別・従業者規模別（以下「セル別」という）に合計し、対前月比を求め、前月のセル別の販売総額にその比率を乗じ、セル別販売総額を業種別に合計する方法で、算式は下記のとおりである。また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料点小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具など
	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇など
その他	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電など
	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（6. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
O T C 医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレットペーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2020年8月の家電大型専門店販売額は4523億円、前年同月比で見ると9.5%の増加となった。商品別にみると、情報家電が同21.0%の増加、生活家電が同12.6%の増加、AV家電が同4.4%の増加、その他が同2.1%の増加となった。
一方、カメラ類が同▲24.6%の減少、通信家電が同▲8.9%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
4,523	613	873	225	96	2,304	413	2,563
9.5	4.4	21.0	▲8.9	▲24.6	12.6	2.1	1.6

6. ドラッグストア販売額の動向

2020年8月のドラッグストア販売額は6416億円、前年同月比で見ると9.1%の増加となった。商品別にみると、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同42.2%の増加、その他が同16.0%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同14.4%の増加、食品が同12.5%の増加、トイレタリーが同6.6%の増加、調剤医薬品が同5.3%の増加、健康食品が同5.2%の増加、OTC医薬品が同5.1%の増加となった。
一方、ビューティケア(化粧品・小物)が同▲9.3%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
6,416	486	791	495	208	786	583	1,032	1,914	121	16,730
9.1	5.3	5.1	42.2	5.2	▲9.3	6.6	14.4	12.5	16.0	3.6

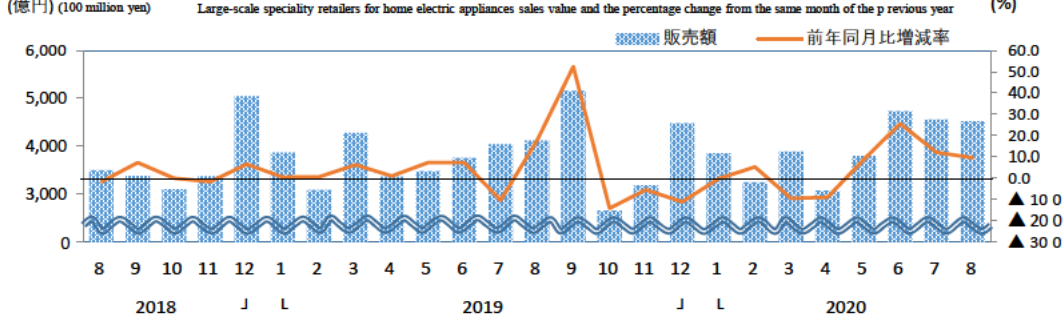
7. ホームセンター販売額の動向

2020年8月のホームセンター販売額は3223億円、前年同月比で見ると12.5%の増加となった。商品別にみると、園芸・エクステリアが同22.9%の増加、電気が同16.9%の増加、DIY用具・素材が同16.9%の増加、インテリアが同14.1%の増加、カー用品・アウトドアが同12.2%の増加、ペット・ペット用品が同11.6%の増加、家庭用品・日用品が同8.4%の増加、その他が同4.1%の増加となった。
一方、オフィス・カルチャーが同▲8.2%の減少となった。

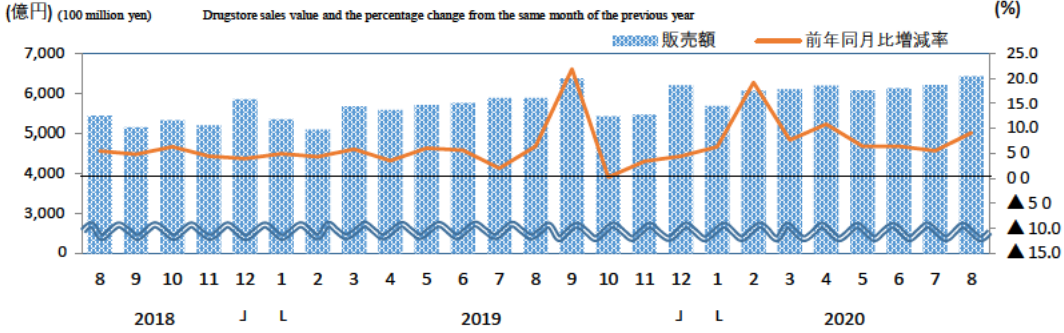
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電 気	インテリア	家庭用 品・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
3,223	682	227	227	729	486	255	215	118	284	4,389
12.5	16.9	16.9	14.1	8.4	22.9	11.6	12.2	▲8.2	4.1	0.9

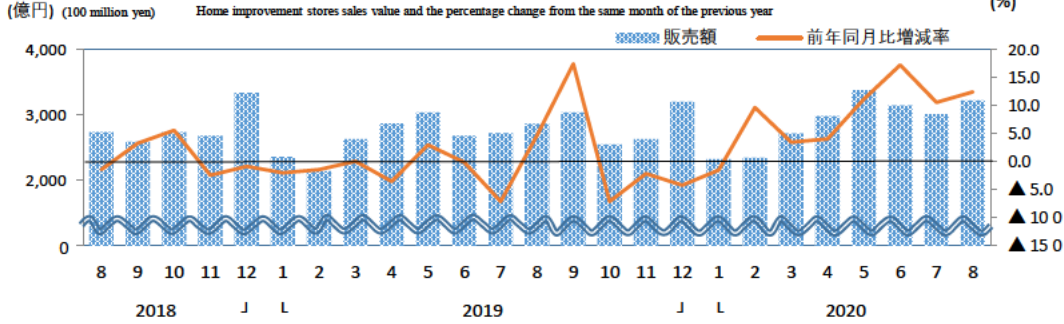
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	
	Sales value	(%)	(店)	Sales value	(%)	(店)	Sales value	(%)	(店)	
2017年	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	CY 2017
2018	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	2018
2019	45,454	3.5	2,547	68,356	5.6	16,422	32,748	▲0.3	4,357	2019
2017年度	43,348	3.3	2,467	61,503	6.4	15,076	32,908	▲0.4	4,298	FY 2017
2018	44,203	2.1	2,496	64,667	5.3	15,859	32,775	▲0.4	4,338	2018
2019	45,213	2.3	2,546	70,096	7.1	16,511	33,010	0.7	4,355	2019
2019年 4~6月	10,593	5.2	2,511	17,041	5.1	16,042	8,594	▲0.2	4,352	Q2 2019
7~9	13,316	16.8	2,515	18,128	9.7	16,169	8,636	4.6	4,353	Q3
10~12	10,322	▲10.3	2,547	17,082	2.7	16,422	8,384	▲4.4	4,357	Q4
2020年 1~3月	10,982	▲2.3	2,546	17,844	10.8	16,511	7,397	3.7	4,355	Q1 2020
4~6	11,597	9.1	2,564	18,378	7.8	16,686	9,517	10.7	4,372	Q2
2019年 6月	3,752	7.3	2,511	5,755	5.6	16,042	2,684	▲0.1	4,352	Jun 2019
7	4,046	▲10.4	2,511	5,878	2.0	16,104	2,724	▲7.1	4,353	Jul
8	4,116	17.6	2,516	5,881	6.4	16,144	2,866	4.7	4,351	Aug
9	5,154	52.4	2,515	6,370	21.8	16,169	3,045	17.5	4,353	Sep
10	2,659	▲14.2	2,520	5,420	0.2	16,241	2,550	▲7.1	4,356	Oct
11	3,185	▲5.5	2,540	5,467	3.4	16,346	2,629	▲2.1	4,358	Nov
12	4,478	▲11.2	2,547	6,195	4.4	16,422	3,205	▲4.2	4,357	Dec
2020年 1月	3,851	▲0.3	2,538	5,683	6.3	16,444	2,326	▲1.5	4,352	Jan 2020
2	3,245	5.2	2,540	6,064	19.1	16,456	2,347	9.7	4,349	Feb
3	3,885	▲9.5	2,546	6,097	7.6	16,511	2,723	3.5	4,355	Mar
4	3,073	▲9.0	2,551	6,184	10.8	16,550	2,986	4.1	4,362	Apr
5	3,795	8.8	2,555	6,070	6.4	16,613	3,382	11.2	4,364	May
6	4,729	25.6	2,564	6,124	6.4	16,686	3,148	17.3	4,372	Jun
7	4,554	12.1	2,565	6,203	5.5	16,699	3,013	10.6	4,377	Jul
8	4,523	9.5	2,563	6,416	9.1	16,730	3,223	12.5	4,389	Aug

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティケア (化粧品・小物)	トイレタリー	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2017年	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	CY 2017
2018	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	2018
2019	6,835,625	552,460	900,222	432,996	221,759	1,008,208	628,686	1,027,487	1,942,024	121,783	16,422	2019
2017年度	6,150,343	391,941	874,158	425,313	207,948	926,657	586,106	935,870	1,668,920	133,430	15,076	FY 2017
2018	6,466,668	423,618	886,085	426,458	220,080	973,976	609,163	978,895	1,834,009	114,384	15,859	2018
2019	7,009,565	569,251	908,890	463,886	224,578	1,003,216	639,068	1,068,933	2,008,449	123,294	16,511	2019
2019年 4~6月	1,704,099	135,564	221,172	103,706	55,546	256,577	157,604	256,768	486,595	30,567	16,042	Q2 2019
7~9	1,812,841	140,083	232,615	107,807	60,342	274,172	172,051	284,298	509,808	31,665	16,169	Q3
10~12	1,708,192	145,268	222,293	108,713	53,193	243,982	153,686	255,486	494,215	31,356	16,422	Q4
2020年 1~3月	1,784,433	148,336	232,810	143,660	55,497	228,485	155,727	272,381	517,831	29,706	16,511	Q1 2020
4~6	1,837,780	145,061	215,943	131,218	53,856	217,577	164,296	293,290	582,101	34,438	16,686	Q2
2019年 6月	575,472	44,904	73,100	34,481	19,076	86,328	53,764	88,562	165,007	10,250	16,042	Jun 2019
7	587,798	46,802	76,135	35,033	19,627	87,422	54,713	91,163	166,574	10,329	16,104	Jul
8	588,087	46,175	75,258	34,785	19,797	86,603	54,645	90,245	170,115	10,464	16,144	Aug
9	636,956	47,106	81,222	37,989	20,918	100,147	62,693	102,890	173,119	10,872	16,169	Sep
10	541,989	46,812	69,578	32,855	17,164	75,495	47,562	80,751	161,829	9,943	16,241	Oct
11	546,720	47,241	72,366	35,026	17,153	77,262	49,808	80,227	157,700	9,937	16,346	Nov
12	619,483	51,215	80,349	40,832	18,876	91,225	56,316	94,508	174,686	11,476	16,422	Dec
2020年 1月	568,315	46,247	75,863	47,852	19,137	78,116	50,108	82,192	159,101	9,699	16,444	Jan 2020
2	606,416	49,999	80,310	53,315	18,949	73,905	52,606	94,944	172,580	9,808	16,456	Feb
3	609,702	52,090	76,637	42,493	17,411	76,464	53,013	95,245	186,150	10,199	16,511	Mar
4	618,363	52,215	72,425	40,897	17,145	71,474	53,774	97,577	202,064	10,792	16,550	Apr
5	607,007	44,743	70,924	44,778	17,467	69,872	54,216	96,686	196,525	11,796	16,613	May
6	612,410	48,103	72,594	45,543	19,244	76,231	56,306	99,027	183,512	11,850	16,686	Jun
7	620,267	50,223	75,172	48,183	20,025	76,630	56,848	101,212	180,317	11,657	16,699	Jul
8	641,633	48,601	79,067	49,460	20,830	78,591	58,278	103,229	191,443	12,134	16,730	Aug
2017年	5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	CY 2017
2018	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	2018
2019	5.6	11.1	3.4	3.2	3.0	4.1	3.7	6.2	7.5	6.9	5.0	2019
2017年度	6.4	6.8	4.5	5.9	4.7	7.6	3.4	4.7	9.4	4.8	4.7	FY 2017
2018	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.8	8.4	7.1	5.4	2018
2019	7.1	12.9	3.5	9.6	2.9	2.6	4.6	9.2	9.5	6.3	4.1	2019
2019年 4~6月	5.1	12.3	2.7	1.5	2.2	3.5	2.1	5.4	7.3	9.9	5.1	Q2 2019
7~9	9.7	15.6	7.9	6.1	4.9	10.5	10.0	13.4	8.8	6.8	4.8	Q3
10~12	2.7	11.0	▲0.4	1.9	▲1.0	▲1.8	▲0.8	0.8	7.3	3.2	5.0	Q4
2020年 1~3月	10.8	12.8	3.9	27.4	5.4	▲2.1	7.1	17.9	14.7	5.4	4.1	Q1 2020
4~6	7.8	7.0	▲2.4	26.5	▲3.0	▲15.2	4.2	14.2	19.6	12.7	4.0	Q2
2019年 6月	5.6	10.7	3.1	2.0	2.6	5.0	3.0	6.1	7.9	8.7	5.1	Jun 2019
7	2.0	14.0	1.3	▲2.3	▲3.7	▲1.9	▲1.2	4.5	3.2	5.2	5.2	Jul
8	6.4	14.2	3.7	3.3	2.4	4.6	5.0	8.3	7.7	8.6	5.2	Aug
9	21.8	18.6	19.8	18.4	17.4	31.4	28.0	28.4	15.9	6.7	4.8	Sep
10	0.2	10.5	▲4.7	▲3.0	▲4.6	▲6.3	▲5.9	▲1.8	7.4	6.2	5.1	Oct
11	3.4	11.1	1.6	2.2	▲0.4	▲0.4	▲0.1	1.2	7.3	5.0	5.1	Nov
12	4.4	11.3	1.6	5.9	2.0	1.0	3.3	2.7	7.4	▲0.6	5.0	Dec
2020年 1月	6.3	11.0	0.8	21.0	7.6	2.0	4.3	5.1	7.8	▲0.0	5.0	Jan 2020
2	19.1	16.7	18.1	46.9	13.4	3.0	14.7	30.8	17.9	11.0	4.7	Feb
3	7.6	10.8	▲5.3	15.1	▲4.3	▲10.2	3.0	18.9	18.2	5.6	4.1	Mar
4	10.8	11.2	▲1.1	18.3	▲3.9	▲15.4	5.4	20.2	27.2	9.4	3.8	Apr
5	6.4	2.4	▲5.3	29.2	▲6.2	▲18.5	2.7	11.1	20.7	12.9	3.7	May
6	6.4	7.1	▲0.7	32.1	0.9	▲11.7	4.7	11.8	11.2	15.6	4.0	Jun
7	5.5	7.3	▲1.3	37.5	2.0	▲12.3	3.9	11.0	8.3	12.9	3.7	Jul
8	9.1	5.3	5.1	42.2	5.2	▲9.3	6.6	14.4	12.5	16.0	3.6	Aug

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month
	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数		
2017年	252,551	679	401,373	1,022	2,611,790	6,449	727,790	1,843	912,073	2,261	312,617	777	182,383	481	632,609	1,475	24,785	62	C Y 2017
2018	262,421	692	424,391	1,093	2,724,376	6,705	776,216	1,939	961,747	2,322	332,238	813	194,766	512	659,041	1,513	29,223	71	2018
2019	278,259	701	459,297	1,199	2,981,087	7,038	838,113	2,064	1,011,378	2,438	353,077	844	206,275	530	680,424	1,531	27,715	77	2019
2017年度	255,331	675	407,649	1,037	2,644,751	6,464	742,578	1,851	930,218	2,253	317,523	781	185,982	492	640,075	1,461	26,236	62	F Y 2017
2018	265,867	693	430,979	1,138	2,780,400	6,816	788,542	1,956	972,195	2,350	337,694	823	197,662	509	664,540	1,500	28,789	74	2018
2019	283,490	703	475,334	1,209	3,061,609	7,068	866,335	2,098	1,028,672	2,460	361,440	841	210,851	525	693,790	1,529	28,044	78	2019
2019年 4~6月	68,395	696	113,763	1,153	739,147	6,885	208,615	1,989	256,585	2,384	86,646	836	51,847	511	171,980	1,512	7,121	76	Q2 2019
7~9	72,351	699	122,939	1,175	790,180	6,937	222,016	2,010	266,623	2,405	96,871	839	55,550	518	178,785	1,511	7,526	75	Q3
10~12	70,152	701	115,590	1,199	745,973	7,038	212,889	2,064	251,131	2,438	86,793	844	50,440	530	168,556	1,531	6,668	77	Q4
2020年 1~3月	72,592	703	123,042	1,209	786,309	7,068	222,815	2,098	254,333	2,460	91,130	841	53,014	525	174,469	1,529	6,729	78	Q1 2020
4~6	71,092	697	128,178	1,231	787,819	7,137	239,255	2,145	256,448	2,484	101,071	846	57,916	528	189,284	1,541	6,717	77	Q2
2019年 6月	23,576	696	38,780	1,153	247,864	6,885	72,083	1,989	86,531	2,384	29,739	836	17,493	511	57,064	1,512	2,342	76	Jun 2019
7	23,262	694	39,493	1,166	255,282	6,904	72,254	2,003	86,815	2,392	31,689	837	17,564	509	58,862	1,523	2,577	76	Jul
8	24,259	697	41,691	1,170	257,869	6,929	71,360	2,008	84,750	2,398	29,991	839	18,027	514	57,789	1,513	2,351	76	Aug.
9	24,830	699	41,755	1,175	277,029	6,937	78,402	2,010	95,058	2,405	35,191	839	19,959	518	62,134	1,511	2,598	75	Sep
10	24,956	696	39,037	1,184	235,756	6,974	67,571	2,022	77,555	2,410	26,456	839	15,527	525	53,021	1,515	2,110	76	Oct
11	21,606	700	36,515	1,190	239,917	7,009	68,478	2,049	81,188	2,427	27,120	841	16,179	528	53,591	1,525	2,126	77	Nov.
12	23,590	701	40,038	1,199	270,300	7,038	76,840	2,064	92,388	2,438	33,217	844	18,734	530	61,944	1,531	2,432	77	Dec
2020年 1月	24,475	701	39,813	1,202	249,537	7,053	69,652	2,069	82,800	2,440	28,172	846	16,554	528	55,052	1,528	2,260	77	Jan 2020
2	24,534	700	41,143	1,205	268,668	7,052	76,511	2,078	85,666	2,444	30,869	845	17,959	527	58,682	1,527	2,384	78	Feb
3	23,583	703	42,086	1,209	268,104	7,068	76,652	2,098	85,867	2,460	32,089	841	18,501	525	60,735	1,529	2,085	78	Mar
4	23,168	703	43,091	1,222	265,178	7,073	80,760	2,107	86,020	2,464	33,948	844	19,427	528	64,417	1,530	2,354	79	Apr
5	23,143	699	41,351	1,230	259,471	7,106	80,086	2,131	85,353	2,464	33,252	845	19,345	528	62,907	1,534	2,099	76	May
6	24,781	697	43,736	1,231	263,170	7,137	78,409	2,145	85,075	2,484	33,871	846	19,144	528	61,960	1,541	2,264	77	Jun
7	24,244	697	43,416	1,239	270,399	7,129	78,507	2,152	86,631	2,495	33,523	846	18,747	526	62,441	1,536	2,359	79	Jul
8	24,577	695	45,662	1,247	278,593	7,137	82,103	2,160	89,417	2,501	34,515	846	20,133	531	64,409	1,533	2,224	80	Aug.
2017年	5.2	3.8	6.3	6.3	4.1	4.3	5.7	7.2	7.7	5.2	6.8	5.0	6.0	6.9	5.7	3.5	8.2	12.7	C Y 2017
2018	4.1	2.5	5.7	6.9	5.2	4.7	6.7	5.2	8.0	4.2	6.3	4.8	6.8	6.4	4.8	4.7	17.9	14.5	2018
2019	6.0	1.3	7.9	9.7	5.6	5.0	7.4	6.4	3.9	5.0	6.3	3.8	5.9	3.5	3.9	2.8	11.6	11.6	2019
2017年度	5.3	3.1	6.5	6.7	5.3	4.2	7.1	5.8	9.7	4.8	6.9	4.3	7.1	7.7	5.7	4.0	15.9	6.9	F Y 2017
2018	4.3	2.7	5.6	9.7	4.9	5.4	6.1	5.7	6.1	4.3	6.4	5.4	6.3	3.5	4.5	4.2	14.1	23.3	2018
2019	6.6	1.4	10.0	6.2	7.2	3.7	9.5	7.3	4.8	4.7	7.0	2.2	6.7	3.1	4.9	1.9	10.3	5.4	2019
2019年 4~6月	5.5	3.0	7.0	9.3	4.7	5.1	7.0	6.1	3.3	4.3	5.7	4.2	6.5	2.6	4.6	3.9	13.6	20.6	Q2 2019
7~9	6.9	2.3	10.3	9.7	10.4	5.1	11.6	5.7	8.0	3.6	12.5	4.0	11.0	3.0	6.3	2.4	17.6	17.2	Q3
10~12	6.4	1.3	7.8	9.7	2.6	5.0	5.0	6.4	0.8	5.0	▲0.1	3.8	▲0.1	3.5	0.6	2.8	5.0	11.6	Q4
2020年 1~3月	7.8	1.4	15.0	6.2	11.4	3.7	14.5	7.3	7.3	4.7	10.1	2.2	9.4	3.1	8.3	1.9	5.1	5.4	Q1 2020
4~6	3.9	0.1	12.7	6.8	6.6	3.7	14.7	7.8	▲0.1	4.2	16.6	1.2	11.7	3.3	10.1	1.9	▲5.7	1.3	Q2
2019年 6月	5.6	3.0	6.7	9.3	4.8	5.1	9.5	6.1	4.2	4.3	7.7	4.2	7.4	2.6	4.2	3.9	11.1	20.6	Jun 2019
7	4.2	2.2	4.3	9.5	1.6	5.1	5.0	6.5	▲0.4	4.1	1.8	4.2	0.4	2.4	1.3	4.2	17.2	20.6	Jul
8	4.7	2.7	9.5	9.3	8.2	5.4	7.6	6.4	3.0	4.2	5.6	4.1	5.3	2.4	1.9	3.2	11.4	20.6	Aug.
9	11.8	2.3	17.6	9.7	22.5	5.1	22.6	5.7	22.9	3.6	32.3	4.0	29.2	3.0	16.4	2.4	24.2	17.2	Sep
10	15.4	1.8	11.0	9.3	0.2	5.3	3.7	5.5	▲4.1	5.0	▲8.4	4.5	▲6.1	3.8	▲4.1	2.4	1.6	18.8	Oct
11	▲0.4	2.0	4.2	9.3	3.2	5.3	6.1	6.1	3.2	4.9	3.3	4.0	2.8	3.5	2.7	2.4	1.4	11.6	Nov.
12	4.3	1.3	8.3	9.7	4.4	5.0	5.2	6.4	2.9	5.0	4.7	3.8	2.9	3.5	3.1	2.8	11.8	11.6	Dec
2020年 1月	1.7	1.3	7.4	10.0	6.4	4.9	8.8	6.7	8.2	5.0	5.0	4.1	3.4	3.1	3.2	2.1	3.4	6.8	Jan 2020
2	9.1	1.0	20.0	9.7	21.2	4.5	22.9	6.5	14.2	4.6	21.7	3.8	17.3	3.1	15.6	1.9	18.1	6.9	Feb
3	13.3	1.4	18.0	6.2	7.4	3.7	12.2	7.3	0.4	4.7	4.9	2.2	8.1	3.1	6.5	1.9	▲5.1	5.4	Mar
4	3.2	1.2	15.7	6.9	9.3	3.3	20.0	7.1	1.7	4.2	24.3	1.4	15.0	2.9	12.7	1.5	▲2.3	6.8	Apr
5	3.4	0.3	9.5	6.9	4.4	3.2	15.7	7.9	▲0.1	3.6	12.3	1.1	10.8	3.1	8.9	1.7	▲11.4	0.0	May
6	5.1	0.1	12.8	6.8	6.2	3.7	8.8	7.8	▲1.7	4.2	13.9	1.2	9.4	3.3	8.6	1.9	▲3.3	1.3	Jun
7	4.2	0.4	9.9	6.3	5.9	3.3	8.7	7.4	▲0.2	4.3	5.8	1.1	6.7	3.3	6.1	0.9	▲8.5	3.9	Jul
8	1.3	▲0.3	9.5	6.6	8.0	3.0	15.1	7.6	5.5	4.3	15.1	0.8	11.7	3.3	11.5	1.3	▲5.4	5.3	Aug.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
2017年	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	C Y 2017
2018	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137	2018
2019	278,259	701	58,523	172	76,994	195	128,641	319	43,495	136	56,586	166	2019
2017年度	255,331	675	51,930	152	69,680	179	114,741	274	38,394	116	48,240	128	F Y 2017
2018	265,867	693	55,440	162	73,539	191	120,538	304	40,768	127	51,770	155	2018
2019	283,490	703	60,511	176	78,738	197	133,260	321	45,113	135	59,126	166	2019
2019年4~6月	68,395	696	14,504	164	19,570	190	31,748	310	10,798	130	13,818	156	Q2 2019
7~9	72,351	699	15,701	169	20,368	192	34,291	317	11,725	133	15,379	160	Q3
10~12	70,152	701	14,736	172	19,012	195	32,437	319	10,958	136	14,474	166	Q4
2020年1~3月	72,592	703	15,570	176	19,788	197	34,784	321	11,632	135	15,455	166	Q1 2020
4~6	71,092	697	16,242	176	20,743	205	35,856	329	12,101	135	16,274	170	Q2
2019年6月	23,576	696	4,874	164	6,719	190	10,822	310	3,693	130	4,680	156	Jun 2019
7	23,262	694	5,029	167	6,563	191	11,077	316	3,737	131	4,921	157	Jul
8	24,259	697	5,248	167	6,894	191	11,548	317	3,968	132	5,283	159	Aug
9	24,830	699	5,424	169	6,911	192	11,666	317	4,020	133	5,175	160	Sep
10	24,956	696	4,816	170	6,292	193	10,984	319	3,693	135	4,997	163	Oct
11	21,606	700	4,664	171	6,029	194	10,237	318	3,459	135	4,549	165	Nov
12	23,590	701	5,256	172	6,691	195	11,216	319	3,806	136	4,928	166	Dec
2020年1月	24,475	701	4,994	172	6,448	197	11,218	320	3,822	135	5,018	166	Jan 2020
2	24,534	700	5,238	173	6,611	197	11,662	322	3,853	135	5,149	166	Feb
3	23,583	703	5,338	176	6,729	197	11,904	321	3,957	135	5,288	166	Mar
4	23,168	703	5,395	176	6,981	201	12,118	324	4,050	136	5,528	169	Apr
5	23,143	699	5,288	176	6,719	204	11,511	328	3,885	136	5,169	170	May
6	24,781	697	5,559	176	7,043	205	12,227	329	4,166	135	5,577	170	Jun
7	24,244	697	5,581	177	7,050	206	12,122	332	4,171	135	5,509	172	Jul
8	24,577	695	5,852	177	7,431	206	12,616	335	4,321	137	5,701	173	Aug
2017年	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	C Y 2017
2018	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7	2018
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.4	2.6	7.9	11.1	8.1	9.7	11.1	21.2	2019
2017年度	5.3	3.1	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	F Y 2017
2018	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1	2018
2019	6.6	1.4	9.1	8.6	7.1	3.1	10.2	5.6	10.7	6.3	14.1	7.1	2019
2019年4~6月	5.5	3.0	6.6	5.8	8.4	3.3	6.3	11.9	8.6	11.1	8.2	18.2	Q2 2019
7~9	6.9	2.3	10.0	5.6	7.4	3.8	10.7	13.6	10.7	9.0	14.2	19.4	Q3
10~12	6.4	1.3	5.4	6.2	2.9	2.6	8.6	11.1	7.3	9.7	14.2	21.2	Q4
2020年1~3月	7.8	1.4	14.6	8.6	9.7	3.1	15.3	5.6	16.2	6.3	19.7	7.1	Q1 2020
4~6	3.9	0.1	12.0	7.3	6.0	7.9	12.9	6.1	12.1	3.8	17.8	9.0	Q2
2019年6月	5.6	3.0	5.9	5.8	9.5	3.3	6.1	11.9	8.6	11.1	6.3	18.2	Jun 2019
7	4.2	2.2	4.7	5.0	1.0	3.2	4.5	14.1	4.3	9.2	7.7	17.2	Jul
8	4.7	2.7	7.5	4.4	6.2	2.7	10.2	13.6	9.0	10.0	14.8	18.7	Aug
9	11.8	2.3	18.2	5.6	15.5	3.8	17.9	13.6	19.2	9.0	20.7	19.4	Sep
10	15.4	1.8	4.6	5.6	3.2	2.1	12.4	12.7	10.7	9.8	19.7	19.9	Oct
11	▲0.4	2.0	4.8	5.6	1.5	2.6	4.4	11.6	3.1	9.8	7.8	19.6	Nov
12	4.3	1.3	6.7	6.2	4.0	2.6	9.0	11.1	8.1	9.7	15.0	21.2	Dec
2020年1月	1.7	1.3	5.1	6.2	4.2	3.7	7.5	11.5	9.1	8.9	12.6	21.2	Jan 2020
2	9.1	1.0	20.0	6.8	15.7	3.1	21.4	11.4	20.4	8.9	24.0	20.3	Feb
3	13.3	1.4	19.6	8.6	9.5	3.1	17.7	5.6	19.5	6.3	22.8	7.1	Mar
4	3.2	1.2	13.3	7.3	10.5	6.3	15.9	5.2	15.9	6.3	20.6	9.0	Apr
5	3.4	0.3	8.6	6.7	2.8	7.9	10.0	6.5	7.6	4.6	13.5	9.0	May
6	5.1	0.1	14.1	7.3	4.8	7.9	13.0	6.1	12.8	3.8	19.2	9.0	Jun
7	4.2	0.4	11.0	6.0	7.4	7.9	9.4	5.1	11.6	3.1	11.9	9.6	Jul
8	1.3	▲0.3	11.5	6.0	7.8	7.9	9.2	5.7	8.9	3.8	7.9	8.8	Aug

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

	年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		
		店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	2017年	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684	
	2018	87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715	
	2019	95,058	211	185,128	392	132,917	281	125,281	303	418,495	1,073	343,607	824	735,427	1,838	
	2017年度	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,362	997	302,728	766	656,847	1,672	
	2018	88,924	199	170,219	380	124,828	266	117,820	293	391,500	1,046	318,959	796	686,584	1,783	
	2019	98,586	214	190,476	396	137,313	286	128,620	303	430,510	1,073	353,683	827	751,340	1,847	
	2019年4~6月	23,325	203	45,337	379	32,488	272	30,912	296	103,772	1,060	85,244	805	183,418	1,793	
	7~9	25,475	204	49,187	386	35,406	275	32,794	295	111,065	1,062	90,493	814	194,542	1,810	
	10~12	23,973	211	46,502	392	33,595	281	31,644	303	104,047	1,073	86,430	824	184,346	1,838	
	2020年1~3月	25,813	214	49,450	396	35,824	286	33,270	303	111,626	1,073	91,516	827	189,034	1,847	
	4~6	26,962	216	51,407	409	37,789	281	33,967	310	113,924	1,083	93,773	836	174,772	1,860	
	2019年6月	7,992	203	15,393	379	11,035	272	10,538	296	34,916	1,060	28,769	805	61,083	1,793	
	7	8,166	204	15,951	386	11,371	274	10,671	294	36,044	1,059	29,152	809	62,806	1,795	
	8	8,750	204	16,590	388	12,080	275	10,816	294	35,310	1,059	29,519	811	63,861	1,809	
	9	8,559	204	16,646	386	11,955	275	11,307	295	39,711	1,062	31,822	814	67,875	1,810	
	10	8,255	204	15,729	388	11,400	276	10,659	296	32,420	1,064	27,139	821	57,089	1,823	
	11	7,577	207	14,619	390	10,622	278	9,949	302	33,285	1,067	28,389	825	59,733	1,833	
	12	8,141	211	16,154	392	11,573	281	11,036	303	38,342	1,073	30,902	824	67,524	1,838	
	2020年1月	8,313	212	15,823	394	11,460	283	10,658	302	34,950	1,072	28,745	825	61,300	1,847	
	2	8,630	212	16,727	395	12,054	283	11,319	302	38,321	1,070	31,439	827	64,509	1,841	
	3	8,870	214	16,900	396	12,310	286	11,293	303	38,355	1,073	31,332	827	63,225	1,847	
	4	9,019	216	17,317	401	12,761	283	11,267	305	37,795	1,070	31,521	831	59,169	1,841	
	5	8,779	216	16,422	406	12,335	282	11,128	310	38,209	1,079	30,942	836	57,069	1,842	
	6	9,164	216	17,668	409	12,693	281	11,572	310	37,920	1,083	31,310	836	58,534	1,860	
	7	8,983	217	17,529	410	12,627	283	11,441	312	38,867	1,079	31,897	840	61,903	1,853	
	8	9,741	219	18,452	411	13,213	282	11,861	312	39,887	1,083	32,827	842	63,434	1,852	
	前年(度・同期・同月) 比増減率 (%)	2017年	5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9	3.4
		2018	4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8
2019		7.6	9.3	5.6	3.4	6.4	6.8	5.7	4.8	4.7	4.0	5.2	3.6	6.4	7.2	
2017年度		5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.6	2.7	5.4	5.5	5.4	3.5	
2018		4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6	
2019		10.1	7.5	7.2	4.2	8.5	7.5	7.1	3.4	6.4	2.6	7.1	3.9	7.7	3.6	
2019年4~6月		5.8	6.8	3.9	5.6	4.2	8.8	4.6	3.9	3.4	4.0	4.7	3.6	5.1	6.9	
7~9		9.8	6.8	7.5	5.5	8.6	7.0	8.5	3.1	9.8	3.8	9.4	4.5	12.8	7.5	
10~12		9.1	9.3	5.1	3.4	7.3	6.8	4.2	4.8	0.6	4.0	2.1	3.6	4.0	7.2	
2020年1~3月		15.8	7.5	12.1	4.2	14.0	7.5	11.2	3.4	12.1	2.6	12.4	3.9	9.2	3.6	
4~6		15.6	6.4	13.4	7.9	16.3	3.3	9.9	4.7	9.8	2.2	10.0	3.9	▲4.7	3.7	
2019年6月		5.3	6.8	2.7	5.6	3.8	8.8	5.1	3.9	4.0	4.0	4.7	3.6	5.8	6.9	
7		4.5	7.4	1.2	6.9	3.0	9.6	3.0	3.2	0.6	3.7	0.7	3.7	2.2	7.0	
8		9.5	6.8	6.6	6.9	7.8	9.1	5.7	2.8	5.8	3.7	7.5	4.6	12.7	7.7	
9		15.9	6.8	15.4	5.5	15.6	7.0	17.5	3.1	24.2	3.8	21.2	4.5	24.9	7.5	
10		14.9	6.8	9.1	4.9	12.4	6.6	9.5	2.8	▲3.2	3.8	1.3	5.4	▲1.6	7.7	
11		4.0	7.8	2.1	4.8	3.7	6.9	1.1	4.9	1.6	3.9	1.7	5.4	6.2	7.3	
12		8.5	9.3	4.1	3.4	5.9	6.8	2.3	4.8	3.0	4.0	3.2	3.6	7.1	7.2	
2020年1月		7.4	9.8	5.1	4.2	6.8	7.6	5.7	4.1	5.9	3.6	6.2	3.8	8.8	7.1	
2		19.4	9.3	18.5	4.5	18.4	6.8	16.5	3.4	24.1	2.7	22.7	3.9	19.9	6.4	
3		21.2	7.5	13.2	4.2	17.0	7.5	11.5	3.4	7.4	2.6	9.0	3.9	0.4	3.6	
4		18.3	8.5	16.3	5.5	19.2	5.6	11.2	3.7	11.9	2.0	14.0	3.5	▲2.7	2.8	
5		13.9	6.4	9.1	6.0	14.8	3.7	8.7	5.4	8.9	2.3	7.3	3.5	▲7.3	2.4	
6		14.7	6.4	14.8	7.9	15.0	3.3	9.8	4.7	8.6	2.2	8.8	3.9	▲4.2	3.7	
7		10.0	6.4	9.9	6.2	11.0	3.3	7.2	6.1	7.8	1.9	9.4	3.8	▲1.4	3.2	
8		11.3	7.4	11.2	5.9	9.4	2.5	9.7	6.1	13.0	2.3	11.2	3.8	▲0.7	2.4	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

	神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month		
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments				
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222	C Y	2017	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231		2018		
504,379	1,118	116,206	328	79,719	169	88,894	188	69,774	142	54,064	143	87,168	237		2019		
451,940	1,028	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,583	121	48,590	136	76,457	223	F Y	2017		
467,824	1,074	109,877	315	74,921	157	82,919	170	68,468	134	51,522	140	81,451	233		2018		
520,109	1,114	119,636	327	82,032	172	93,315	199	70,554	143	55,409	148	89,472	239		2019		
125,162	1,088	28,788	320	19,817	162	21,816	171	17,518	136	13,499	142	21,321	234	Q2	2019		
133,642	1,105	31,516	320	20,927	163	23,117	171	17,564	137	14,450	142	23,251	235	Q3			
126,527	1,118	28,601	328	20,399	169	23,350	188	17,657	142	13,271	143	21,739	237	Q4			
134,778	1,114	30,731	327	20,889	172	25,032	199	17,815	143	14,189	148	23,161	239	Q1	2020		
137,321	1,126	31,417	331	22,281	180	28,202	212	19,452	144	14,463	149	23,381	240	Q2			
41,765	1,088	9,760	320	6,743	162	7,563	171	5,780	136	4,495	142	7,083	234	Jun	2019		
43,267	1,095	10,058	319	6,707	163	7,395	171	5,559	136	4,699	142	7,450	235	Jul			
42,922	1,103	10,309	319	6,866	164	7,623	171	5,802	136	4,782	142	7,717	235	Aug			
47,453	1,105	11,149	320	7,354	163	8,099	171	6,203	137	4,969	142	8,084	235	Sep			
39,445	1,110	9,306	322	6,732	165	7,465	173	5,725	138	4,289	143	6,840	236	Oct			
40,902	1,112	9,165	327	6,551	168	7,625	183	5,719	140	4,247	143	6,957	235	Nov			
46,180	1,118	10,130	328	7,116	169	8,260	188	6,213	142	4,735	143	7,942	237	Dec			
41,933	1,117	9,802	328	6,605	165	7,910	196	5,588	142	4,625	144	7,370	238	Jan	2020		
46,446	1,117	10,438	329	7,132	169	8,618	197	6,103	143	4,807	145	7,947	239	Feb			
46,399	1,114	10,491	327	7,152	172	8,504	199	6,124	143	4,757	148	7,844	239	Mar			
46,486	1,116	10,323	330	7,701	170	9,361	201	6,733	142	4,800	148	7,998	240	Apr			
45,590	1,121	10,330	331	7,251	177	9,385	208	6,558	143	4,714	148	7,558	241	May			
45,245	1,126	10,764	331	7,329	180	9,456	212	6,161	144	4,949	149	7,825	240	Jun			
46,989	1,115	10,589	333	7,197	182	8,896	214	6,010	144	4,943	149	8,057	242	Jul			
47,681	1,116	11,343	334	7,725	184	9,705	216	6,540	144	5,139	149	8,481	242	Aug			
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7	C Y	2017		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1		2018		
5.4	5.2	6.0	5.1	5.9	6.3	8.4	11.2	5.1	6.8	2.8	2.1	6.6	2.6		2019		
5.1	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7	F Y	2017		
3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5		2018		
7.6	3.7	7.4	3.8	7.8	9.6	11.9	17.1	3.0	6.7	4.4	5.7	7.9	2.6		2019		
4.7	4.5	5.4	4.6	5.7	3.8	7.0	4.9	6.4	7.9	2.6	2.9	6.2	3.1	Q2	2019		
10.7	5.3	10.4	3.6	7.7	3.2	9.5	3.0	1.4	5.4	6.9	2.9	10.3	1.3	Q3			
2.0	5.2	1.4	5.1	5.4	6.3	9.9	11.2	0.1	6.8	▲2.0	2.1	3.8	2.6	Q4			
13.2	3.7	12.6	3.8	12.5	9.6	21.4	17.1	4.6	6.7	10.5	5.7	11.0	2.6	Q1	2020		
9.7	3.5	9.1	3.4	12.4	11.1	29.3	24.0	11.0	5.9	7.1	4.9	9.7	2.6	Q2			
4.6	4.5	5.0	4.6	5.5	3.8	8.7	4.9	2.3	7.9	2.2	2.9	4.8	3.1	Jun	2019		
1.5	4.9	2.8	4.2	4.5	3.2	5.9	4.3	▲4.7	7.1	▲0.5	2.9	3.1	3.1	Jul			
7.1	5.6	6.6	3.9	2.2	4.5	4.8	4.3	▲1.5	5.4	4.2	2.9	7.3	3.1	Aug			
24.9	5.3	22.7	3.6	16.7	3.2	18.0	3.0	10.7	5.4	18.3	2.9	21.4	1.3	Sep			
▲2.3	5.5	3.8	4.5	9.5	3.8	10.8	4.2	1.9	5.3	▲3.9	2.9	2.4	2.6	Oct			
3.3	5.1	1.8	5.8	4.5	5.7	10.4	8.9	▲0.2	6.1	▲1.6	2.9	3.6	1.7	Nov			
4.8	5.2	▲1.0	5.1	2.6	6.3	8.6	11.2	▲1.2	6.8	▲0.6	2.1	5.2	2.6	Dec			
6.2	4.9	4.5	4.8	4.2	5.1	14.3	16.0	▲0.6	6.8	5.2	2.9	5.0	3.0	Jan	2020		
24.5	4.4	21.0	4.4	18.3	7.0	27.4	15.9	8.8	8.3	15.0	3.6	21.5	3.5	Feb			
9.8	3.7	12.8	3.8	15.3	9.6	22.8	17.1	5.5	6.7	11.5	5.7	7.4	2.6	Mar			
14.1	3.4	10.3	3.8	18.7	6.3	33.0	18.2	17.5	6.0	6.6	5.0	12.9	2.6	Apr			
6.8	3.2	6.9	4.1	10.1	9.9	30.1	22.4	9.1	5.9	4.7	4.2	5.6	2.6	May			
8.3	3.5	10.3	3.4	8.7	11.1	25.0	24.0	6.6	5.9	10.1	4.9	10.5	2.6	Jun			
8.6	1.8	5.3	4.4	7.3	11.7	20.3	25.1	8.1	5.9	5.2	4.9	8.1	3.0	Jul			
11.1	1.2	10.0	4.7	12.5	12.2	27.3	26.3	12.7	5.9	7.5	4.9	9.9	3.0	Aug			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments
2017年	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906
2018	152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896
2019	165,292	427	278,415	501	419,725	1,034	84,483	246	75,975	202	116,706	316	426,726	954
2017年度	142,855	385	243,331	465	375,484	917	75,235	229	65,203	180	100,843	279	410,859	895
2018	155,717	412	259,816	490	394,873	978	80,112	239	70,773	195	109,811	300	416,391	903
2019	169,826	432	285,041	508	434,118	1,049	87,044	246	78,221	204	119,800	320	428,711	955
2019年4~6月	41,038	421	69,206	496	104,884	995	21,060	240	18,988	201	29,478	303	109,860	920
7~9	43,774	420	73,834	493	111,709	1,012	22,489	244	20,165	201	31,044	308	111,463	937
10~12	42,236	427	69,271	501	105,875	1,034	21,029	246	19,024	202	29,250	316	105,453	954
2020年1~3月	42,778	432	72,730	508	111,650	1,049	22,466	246	20,044	204	30,028	320	101,935	955
4~6	46,494	436	75,605	512	118,724	1,068	23,554	249	21,484	206	30,371	320	96,059	971
2019年6月	14,151	421	23,027	496	36,378	995	7,248	240	6,496	201	9,945	303	36,763	920
7	14,019	422	23,813	496	36,758	1,005	7,375	242	6,536	201	10,085	304	36,736	928
8	14,324	422	23,963	494	35,354	1,008	7,193	243	6,412	201	9,891	307	35,233	928
9	15,431	420	26,058	493	39,597	1,012	7,921	244	7,217	201	11,068	308	39,494	937
10	13,420	424	21,440	495	33,377	1,015	6,577	245	5,911	201	8,904	310	32,765	940
11	13,592	427	22,049	497	33,935	1,025	6,775	246	6,114	203	9,561	314	34,075	946
12	15,224	427	25,782	501	38,563	1,034	7,677	246	6,999	202	10,785	316	38,613	954
2020年1月	13,271	428	22,871	503	34,777	1,033	7,089	247	6,271	201	9,813	318	34,625	950
2	14,668	429	24,661	504	38,377	1,037	7,716	246	6,812	202	10,073	317	33,948	952
3	14,839	432	25,198	508	38,496	1,049	7,661	246	6,961	204	10,142	320	33,362	955
4	15,772	432	25,741	508	39,991	1,056	7,935	248	7,272	205	10,170	322	32,265	957
5	15,846	436	25,174	510	39,746	1,062	7,858	248	7,178	206	10,122	321	31,737	956
6	14,876	436	24,690	512	38,987	1,068	7,761	249	7,034	206	10,079	320	32,057	971
7	14,826	436	25,557	513	39,756	1,072	7,832	248	7,075	206	10,314	322	33,090	979
8	15,757	437	26,275	514	40,751	1,074	8,165	249	7,414	209	10,717	323	33,678	978
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
2017年	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
2018	9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0
2019	8.3	4.7	5.7	3.1	7.4	6.8	6.5	4.7	9.0	3.6	8.0	7.8	0.8	6.5
2017年度	10.7	6.6	6.0	3.8	5.4	6.1	11.6	8.5	8.1	2.9	10.7	5.7	10.2	3.5
2018	9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9
2019	9.1	4.9	6.5	3.7	9.7	7.3	8.3	2.9	9.8	4.6	8.8	6.7	1.7	5.8
2019年4~6月	7.9	6.9	5.6	5.1	7.0	6.9	6.3	4.3	9.8	6.3	7.3	7.1	▲0.6	2.1
7~9	11.0	4.2	9.8	2.7	12.9	7.4	12.0	5.2	14.1	5.2	13.8	7.7	4.9	1.8
10~12	5.5	4.7	0.8	3.1	4.3	6.8	2.2	4.7	3.0	3.6	2.8	7.8	0.4	6.5
2020年1~3月	11.9	4.9	10.0	3.7	14.8	7.3	12.9	2.9	12.6	4.6	11.5	6.7	2.0	5.8
4~6	13.3	3.6	9.2	3.2	13.2	7.3	11.8	3.8	13.1	2.5	3.0	5.6	▲12.6	5.5
2019年6月	9.9	6.9	5.7	5.1	10.6	6.9	8.0	4.3	10.6	6.3	8.0	7.1	0.8	2.1
7	3.4	7.1	0.8	4.0	5.7	7.7	4.7	4.8	5.4	6.3	3.8	6.7	▲2.5	2.4
8	9.5	6.0	7.5	3.1	8.8	7.7	7.1	4.7	9.3	6.3	8.6	8.1	▲0.9	2.1
9	20.8	4.2	22.3	2.7	25.1	7.4	25.2	5.2	28.7	5.2	30.8	7.7	19.8	1.8
10	3.7	4.7	▲3.8	2.9	2.0	6.4	▲0.7	5.2	▲0.2	4.1	▲3.5	7.3	▲4.6	6.2
11	6.5	5.2	2.7	2.9	5.5	6.3	5.1	4.7	5.0	3.6	6.1	7.5	2.5	5.9
12	6.2	4.7	3.2	3.1	5.1	6.8	2.3	4.7	4.0	3.6	5.6	7.8	3.1	6.5
2020年1月	7.3	4.9	4.3	3.3	9.2	6.5	8.9	5.1	6.5	2.6	12.6	8.5	9.7	6.1
2	19.1	4.4	18.7	3.1	24.4	6.6	22.2	2.9	21.2	3.1	18.7	8.2	7.2	5.4
3	9.4	4.9	7.6	3.7	11.4	7.3	8.2	2.9	10.7	4.6	4.2	6.7	▲9.2	5.8
4	20.4	4.1	11.6	3.5	18.2	7.2	16.3	4.6	17.6	3.5	4.8	7.0	▲12.0	4.8
5	15.0	4.3	8.9	3.7	14.6	7.4	12.4	4.6	13.8	3.0	3.0	5.9	▲12.9	3.9
6	5.1	3.6	7.2	3.2	7.2	7.3	7.1	3.8	8.3	2.5	1.3	5.6	▲12.8	5.5
7	5.8	3.3	7.3	3.4	8.2	6.7	6.2	2.5	8.2	2.5	2.3	5.9	▲9.9	5.5
8	10.0	3.6	9.6	4.0	15.3	6.5	13.5	2.5	15.6	4.0	8.4	5.2	▲4.4	5.4

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo	奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month		
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments				
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287	C Y	2017
229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304		2018
242,600	613	51,131	127	28,466	84	25,463	69	35,447	80	86,723	195	128,525	309		2019
225,503	580	42,653	119	24,574	79	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291	F Y	2017
232,138	606	47,981	128	26,633	84	24,352	66	32,949	78	83,287	190	122,914	304		2018
249,138	623	52,619	128	29,629	87	26,158	67	36,370	79	88,923	195	131,149	308		2019
60,770	613	12,901	127	7,070	84	6,320	69	8,690	79	21,340	194	31,168	305	Q2	2019
65,002	610	13,707	127	7,678	85	7,003	69	9,823	79	23,707	195	35,446	308	Q3	
59,986	613	12,632	127	7,129	84	6,259	69	8,762	80	21,266	195	31,604	309	Q4	
63,380	623	13,379	128	7,752	87	6,576	67	9,095	79	22,610	195	32,931	308	Q1	2020
66,776	625	13,912	129	8,394	89	7,400	68	10,457	80	24,858	195	36,230	311	Q2	
20,719	613	4,376	127	2,452	84	2,153	69	2,945	79	7,504	194	10,655	305	Jun	2019
21,053	613	4,439	126	2,407	84	2,312	69	3,332	79	7,616	194	11,668	307	Jul	
20,593	613	4,327	127	2,492	86	2,171	69	2,995	79	7,465	195	10,710	308	Aug	
23,356	610	4,941	127	2,779	85	2,520	69	3,496	79	8,626	195	13,068	308	Sep	
18,200	610	3,869	127	2,181	84	1,920	69	2,721	79	6,425	195	9,639	308	Oct	
19,347	613	4,087	127	2,285	84	1,967	69	2,669	79	6,829	195	9,763	309	Nov	
22,439	613	4,676	127	2,663	84	2,372	69	3,372	80	8,012	195	12,202	309	Dec	
19,867	616	4,225	128	2,411	85	2,045	69	2,803	79	7,074	196	10,114	310	Jan	2020
21,516	616	4,572	128	2,642	86	2,239	69	3,099	79	7,361	195	11,333	310	Feb	
21,997	623	4,582	128	2,699	87	2,292	67	3,193	79	8,175	195	11,484	308	Mar	
22,199	623	4,602	127	2,779	88	2,520	68	3,569	80	8,164	196	12,260	308	Apr	
22,267	624	4,664	127	2,827	87	2,403	68	3,387	80	8,258	195	11,837	310	May	
22,310	625	4,646	129	2,788	89	2,477	68	3,501	80	8,436	195	12,133	311	Jun	
22,630	624	4,737	131	2,775	89	2,519	68	3,516	80	7,999	195	12,197	311	Jul	
23,331	628	4,838	130	2,899	89	2,534	69	3,517	80	8,705	195	12,255	309	Aug	
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7	C Y	2017
4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9		2018
3.9	3.0	8.8	0.0	9.4	1.2	6.5	4.5	10.3	11.1	6.1	3.7	6.3	1.6		2019
5.0	3.8	18.9	16.7	26.5	6.8	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4	F Y	2017
3.7	4.5	14.8	7.6	9.2	6.3	6.6	4.8	9.0	11.4	7.9	8.0	6.8	4.5		2018
6.0	2.8	8.9	0.0	11.2	3.6	7.4	1.5	10.4	1.3	6.8	2.6	6.7	1.3		2019
4.2	5.0	9.1	4.1	8.7	3.7	5.6	3.0	10.0	12.9	4.7	6.6	6.1	3.4	Q2	2019
9.1	3.4	13.6	2.4	14.1	4.9	11.1	3.0	15.7	12.9	12.8	6.6	13.0	3.4	Q3	
▲0.5	3.0	0.7	0.0	4.6	1.2	1.3	4.5	4.4	11.1	▲1.0	3.7	▲0.8	1.6	Q4	
11.5	2.8	12.5	0.0	17.7	3.6	11.8	1.5	11.3	1.3	10.8	2.6	8.7	1.3	Q1	2020
9.9	2.0	7.8	1.6	18.7	6.0	17.1	▲1.4	20.3	1.3	16.5	0.5	16.2	2.0	Q2	
5.8	5.0	9.4	4.1	9.4	3.7	5.3	3.0	9.8	12.9	11.0	6.6	7.1	3.4	Jun	2019
▲0.4	4.6	3.9	2.4	3.0	3.7	3.1	3.0	9.0	12.9	▲0.4	7.2	2.1	3.7	Jul	
4.9	4.6	8.3	3.3	9.9	6.2	4.1	3.0	7.0	12.9	6.9	6.6	5.3	3.7	Aug	
24.1	3.4	30.3	2.4	31.0	4.9	27.5	3.0	32.9	12.9	35.1	6.6	33.9	3.4	Sep	
▲6.7	3.7	▲4.4	▲0.8	▲0.4	2.4	▲9.4	3.0	▲5.5	11.3	▲9.6	6.0	▲9.3	3.0	Oct	
3.0	3.7	4.2	▲0.8	8.2	2.4	8.3	4.5	8.7	9.7	3.4	4.8	2.1	2.3	Nov	
2.0	3.0	2.1	0.0	6.0	1.2	5.7	4.5	10.4	11.1	3.0	3.7	4.6	1.6	Dec	
6.4	3.4	9.0	0.8	11.3	2.4	6.5	4.5	8.5	9.7	3.6	3.7	4.6	2.6	Jan	2020
20.5	2.5	23.4	0.8	26.8	2.4	23.0	4.5	23.3	9.7	22.5	3.2	21.8	2.3	Feb	
8.2	2.8	6.3	0.0	15.4	3.6	7.1	1.5	3.9	1.3	7.9	2.6	1.3	1.3	Mar	
12.0	2.5	8.6	0.0	22.7	4.8	23.3	0.0	29.3	2.6	26.8	1.6	23.7	0.3	Apr	
10.0	2.5	8.8	▲0.8	20.1	3.6	13.1	0.0	13.5	1.3	11.6	1.0	11.7	1.0	May	
7.7	2.0	6.2	1.6	13.7	6.0	15.0	▲1.4	18.9	1.3	12.4	0.5	13.9	2.0	Jun	
7.5	1.8	6.7	4.0	15.3	6.0	9.0	▲1.4	5.5	1.3	5.0	0.5	4.5	1.3	Jul	
13.3	2.4	11.8	2.4	16.3	3.5	16.7	0.0	17.4	1.3	16.6	0.0	14.4	0.3	Aug	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments
2017 年	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87
2018	73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92
2019	76,919	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	287,238	705	43,651	86
2017 年度	72,179	181	32,820	75	43,021	119	81,016	216	29,125	82	260,159	649	41,800	87
2018	74,192	185	34,375	79	46,334	121	86,327	224	30,626	85	275,760	688	43,664	86
2019	78,840	192	36,804	81	49,838	128	91,421	229	32,788	87	292,754	703	44,456	87
2019 年 4～6 月	19,128	189	9,076	79	12,228	122	22,611	223	7,932	87	73,037	700	11,020	86
7～9	20,892	188	9,743	79	13,176	127	24,120	225	8,511	87	74,716	700	11,508	86
10～12	18,902	191	8,769	81	11,882	128	21,794	232	7,995	89	71,083	705	10,681	86
2020 年 1～3 月	19,918	192	9,216	81	12,552	128	22,896	229	8,350	87	73,918	703	11,247	87
4～6	22,126	192	10,077	82	13,796	125	25,006	233	9,037	88	79,086	708	12,553	89
2019 年 6 月	6,482	189	3,056	79	4,249	122	7,534	223	2,654	87	24,129	700	3,684	86
7	6,761	188	3,106	80	4,188	119	7,562	223	2,708	87	24,799	707	3,747	89
8	6,650	188	3,149	80	4,167	123	7,907	224	2,804	87	23,782	701	3,766	86
9	7,481	188	3,488	79	4,821	127	8,651	225	2,999	87	26,135	700	3,995	86
10	5,751	188	2,681	80	3,630	129	6,674	227	2,542	89	22,502	700	3,376	86
11	5,892	189	2,815	80	3,826	127	6,986	232	2,552	89	22,706	700	3,397	86
12	7,259	191	3,273	81	4,426	128	8,134	232	2,901	89	25,875	705	3,908	86
2020 年 1 月	6,136	192	2,879	81	3,914	127	7,130	231	2,631	89	23,361	704	3,496	86
2	6,837	192	3,162	80	4,222	127	7,751	231	2,824	89	24,517	704	3,777	86
3	6,945	192	3,175	81	4,416	128	8,015	229	2,895	87	26,040	703	3,974	87
4	7,435	192	3,360	80	4,637	125	8,405	234	3,025	89	27,090	703	4,272	87
5	7,367	192	3,389	80	4,644	125	8,302	234	3,010	89	26,116	705	4,187	87
6	7,324	192	3,328	82	4,515	125	8,299	233	3,002	88	25,880	708	4,094	89
7	7,292	192	3,255	80	4,511	125	8,061	233	2,920	88	25,573	701	4,043	89
8	7,504	193	3,471	80	4,814	127	8,715	234	3,133	90	26,319	698	4,268	89
2017 年	3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6
2018	2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7
2019	4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.7	4.4	2.1	0.0
2017 年度	3.5	0.6	3.7	7.1	8.1	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.6	4.7	6.2	3.6
2018	2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	3.7	5.2	3.7	7.2	7.2	4.9	6.2
2019	6.2	3.8	7.1	2.5	7.6	5.8	5.9	2.2	7.1	2.4	5.9	2.2	3.0	1.2
2019 年 4～6 月	4.3	0.5	7.1	5.3	6.6	1.7	6.7	0.9	5.4	6.1	7.3	7.5	2.5	4.9
7～9	10.1	▲0.5	12.4	5.3	12.6	4.1	9.9	1.4	9.9	3.6	6.9	5.3	3.7	1.2
10～12	▲0.3	4.4	▲0.0	5.2	0.4	2.4	▲1.3	3.1	2.3	4.7	1.4	4.4	▲1.6	0.0
2020 年 1～3 月	10.7	3.8	8.9	2.5	10.8	5.8	8.4	2.2	10.8	2.4	8.1	2.2	7.7	1.2
4～6	15.7	1.6	11.0	3.8	12.8	2.5	10.6	4.5	13.9	1.1	8.3	1.1	13.9	3.5
2019 年 6 月	4.6	0.5	7.8	5.3	11.0	1.7	6.1	0.9	4.8	6.1	7.0	7.5	2.2	4.9
7	0.0	▲0.5	1.8	8.1	2.1	▲0.8	▲1.6	0.9	2.2	6.1	3.6	7.9	▲2.6	6.0
8	4.3	▲0.5	7.1	6.7	5.9	0.8	4.3	0.9	5.1	4.8	1.9	6.5	▲0.2	1.2
9	27.9	▲0.5	30.2	5.3	31.4	4.1	29.5	1.4	23.6	3.6	15.7	5.3	15.0	1.2
10	▲6.6	3.3	▲5.8	6.7	▲6.3	4.0	▲7.9	2.3	▲1.2	4.7	▲3.0	4.6	▲5.3	1.2
11	1.4	3.3	3.6	5.3	4.3	1.6	1.2	3.6	4.0	4.7	3.7	3.7	0.7	1.2
12	3.9	4.4	2.0	5.2	3.3	2.4	2.7	3.1	4.0	4.7	3.3	4.4	▲0.3	0.0
2020 年 1 月	5.4	4.3	2.6	3.8	4.9	2.4	3.2	2.7	2.9	4.7	5.2	2.8	▲1.0	▲1.1
2	19.5	4.3	19.0	2.6	19.2	3.3	15.6	2.7	17.1	4.7	14.1	2.6	14.4	▲1.1
3	7.6	3.8	6.0	2.5	8.9	5.8	6.9	2.2	12.6	2.4	5.4	2.2	10.1	1.2
4	20.9	3.2	13.2	0.0	19.9	2.5	12.8	4.0	16.0	3.5	10.1	1.4	18.8	1.2
5	13.4	1.6	11.1	0.0	13.0	2.5	8.9	4.5	12.7	3.5	7.5	1.3	12.0	1.2
6	13.0	1.6	8.9	3.8	6.3	2.5	10.2	4.5	13.1	1.1	7.3	1.1	11.1	3.5
7	7.9	2.1	4.8	0.0	7.7	5.0	6.6	4.5	7.8	1.1	3.1	▲0.8	7.9	0.0
8	12.8	2.7	10.2	0.0	15.5	3.3	10.2	4.5	11.7	3.4	10.7	▲0.4	13.3	3.5

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

	長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month		
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments				
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62	C Y	2017	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71		2018		
58,297	122	87,862	179	62,732	124	61,873	121	78,771	194	27,715	77		2019		
55,848	117	84,310	174	59,407	120	59,944	121	78,607	193	26,236	62	F Y	2017		
57,512	119	85,652	175	61,470	120	60,717	120	79,765	192	28,789	74		2018		
59,479	122	89,896	179	64,109	123	62,841	121	80,255	194	28,044	78		2019		
14,686	119	22,270	176	15,752	120	15,538	120	19,677	191	7,121	76	Q2	2019		
15,449	118	23,305	176	16,460	121	16,437	120	20,910	190	7,526	75	Q3			
14,382	122	21,771	179	15,700	124	15,254	121	19,685	194	6,668	77	Q4			
14,962	122	22,550	179	16,197	123	15,612	121	19,983	194	6,729	78	Q1	2020		
16,285	125	24,944	181	17,728	123	17,063	121	21,625	194	6,717	77	Q2			
4,951	119	7,406	176	5,255	120	5,160	120	6,479	191	2,342	76	Jun	2019		
5,047	119	7,621	177	5,385	121	5,383	120	6,880	190	2,577	76	Jul			
5,052	119	7,594	176	5,414	120	5,423	120	6,758	191	2,351	76	Aug			
5,350	118	8,090	176	5,661	121	5,631	120	7,272	190	2,598	75	Sep			
4,416	118	6,828	178	4,934	121	4,795	120	6,170	192	2,110	76	Oct			
4,578	122	6,896	179	4,959	123	4,805	121	6,250	194	2,126	77	Nov			
5,388	122	8,047	179	5,807	124	5,654	121	7,265	194	2,432	77	Dec			
4,741	122	7,050	179	5,107	123	4,935	121	6,362	193	2,260	77	Jan	2020		
5,076	121	7,819	179	5,453	123	5,296	121	6,744	193	2,384	78	Feb			
5,145	122	7,681	179	5,637	123	5,381	121	6,877	194	2,085	78	Mar			
5,494	122	8,414	179	5,978	123	5,815	122	7,354	194	2,354	79	Apr			
5,410	124	8,408	180	5,940	123	5,715	121	7,131	194	2,099	76	May			
5,381	125	8,122	181	5,810	123	5,533	121	7,140	194	2,264	77	Jun			
5,461	126	8,331	181	5,790	123	5,771	122	7,472	194	2,359	79	Jul			
5,747	126	8,605	181	6,059	123	5,991	122	7,420	194	2,224	80	Aug			
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7	C Y	2017		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5		2018		
2.5	3.4	3.5	2.3	4.4	1.6	1.8	▲0.8	1.6	0.5	11.6	11.6		2019		
3.5	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.7	▲0.8	6.5	5.5	15.9	6.9	F Y	2017		
3.1	2.6	1.7	2.3	3.9	1.7	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.1	23.3		2018		
3.9	2.5	5.5	2.3	5.5	2.5	3.3	0.8	3.6	1.0	10.3	5.4		2019		
3.6	1.7	3.8	1.7	4.4	0.8	2.4	0.0	0.2	▲1.0	13.6	20.6	Q2	2019		
4.5	▲0.8	7.0	1.1	7.4	1.7	6.1	▲0.8	5.4	▲1.6	17.6	17.2	Q3			
▲0.9	3.4	1.3	2.3	1.2	1.6	▲1.7	▲0.8	0.8	0.5	5.0	11.6	Q4			
8.6	2.5	9.9	2.3	9.3	2.5	6.6	0.8	8.0	1.0	5.1	5.4	Q1	2020		
10.9	5.0	12.0	2.8	12.5	2.5	9.8	0.8	9.9	1.6	▲5.7	1.3	Q2			
3.7	1.7	3.3	1.7	4.3	0.8	1.9	0.0	▲1.2	▲1.0	11.1	20.6	Jun	2019		
▲1.4	0.8	0.2	2.3	0.4	1.7	0.7	0.0	0.5	▲1.6	17.2	20.6	Jul			
▲0.4	0.8	3.3	1.7	4.1	0.8	3.0	0.0	0.6	▲1.0	11.4	20.6	Aug			
16.6	▲0.8	18.7	1.1	18.8	1.7	15.5	▲0.8	15.9	▲1.6	24.2	17.2	Sep			
▲7.1	0.0	▲3.8	1.7	▲2.2	1.7	▲6.4	▲0.8	▲5.1	▲0.5	1.6	18.8	Oct			
1.5	3.4	3.5	2.3	2.5	0.8	0.7	▲0.8	2.1	0.5	1.4	11.6	Nov			
2.8	3.4	4.1	2.3	3.0	1.6	0.5	▲0.8	5.4	0.5	11.8	11.6	Dec			
3.1	3.4	3.0	4.1	3.2	1.7	0.0	0.0	1.6	0.5	3.4	6.9	Jan	2020		
16.5	1.7	20.6	2.3	15.9	2.5	14.7	0.0	15.8	1.0	18.1	6.8	Feb			
6.6	2.5	6.8	2.3	9.1	2.5	5.6	0.8	7.2	1.0	▲5.1	5.4	Mar			
14.7	2.5	14.9	1.7	14.9	2.5	13.2	0.8	12.7	1.0	▲2.3	6.8	Apr			
9.4	4.2	11.5	2.3	12.2	2.5	9.0	0.0	6.8	1.6	▲11.4	0.0	May			
8.7	5.0	9.7	2.8	10.6	2.5	7.2	0.8	10.2	1.6	▲3.3	1.3	Jun			
8.2	5.9	9.3	2.3	7.5	1.7	7.2	1.7	8.6	2.1	▲8.5	3.9	Jul			
13.8	5.9	13.3	2.8	11.9	2.5	10.5	1.7	9.8	1.6	▲5.4	5.3	Aug			

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month			
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others				
商品手持額	手持額 (百万円)	2019年6月	956,255	55,227	144,216	60,412	39,833	255,840	91,928	133,169	158,098	17,532	Q2 2019	Value (million yen)	
		9	995,407	57,403	151,859	62,488	40,761	266,631	93,755	140,028	163,568	18,914	Q3		
		12	1,051,207	63,318	158,562	67,886	41,568	276,674	99,125	149,083	175,583	19,408	Q4		
		2020年3月	1,024,437	61,231	153,565	61,988	40,021	275,842	96,610	141,467	175,236	18,477	Q1 2020		
		6	1,069,986	63,437	161,122	70,511	42,405	283,531	102,997	150,491	177,598	17,894	Q2		
	前年同期末比増減率(%)	2019年6月	6.1	12.7	2.9	1.8	10.8	7.4	5.8	5.7	6.8	5.7	Q2 2019		Percentage change from the previous year (%)
		9	11.8	18.0	10.4	8.7	9.4	10.9	8.1	16.4	14.2	7.4	Q3		
		12	8.3	15.5	6.4	8.6	5.9	8.9	7.6	7.5	9.0	6.5	Q4		
		2020年3月	6.6	6.5	5.2	▲0.6	4.8	6.8	5.8	5.2	12.7	4.9	Q1 2020		
		6	11.9	14.9	11.7	16.7	6.5	10.8	12.0	13.0	12.3	2.1	Q2		
商品在庫率	在庫率(%)	2019年6月	166.2	123.0	197.3	175.2	208.8	296.4	171.0	150.4	95.8	171.0	Q2 2019	Inventory ratio (%)	
		9	156.3	121.9	187.0	164.5	194.9	266.2	149.5	136.1	94.5	174.0	Q3		
		12	169.7	123.6	197.3	166.3	220.2	303.3	176.0	157.7	100.5	169.1	Q4		
		2020年3月	168.0	117.5	200.4	145.9	229.9	360.7	182.2	148.5	94.1	181.2	Q1 2020		
		6	174.7	131.9	221.9	154.8	220.4	371.9	182.9	152.0	96.8	151.0	Q2		
	前年同期末比増減率(%)	2019年6月	0.5	1.7	▲0.2	▲0.2	8.0	2.3	2.8	▲0.4	▲0.9	▲2.8	Q2 2019		Percentage change from the previous year (%)
		9	▲8.2	▲0.5	▲7.8	▲8.2	▲6.8	▲15.6	▲15.6	▲9.4	▲1.5	0.7	Q3		
		12	3.8	3.8	4.7	2.6	3.9	7.9	4.1	4.6	1.4	7.2	Q4		
		2020年3月	▲0.9	▲3.9	11.1	▲13.6	9.4	18.9	2.6	▲11.5	▲4.8	▲0.7	Q1 2020		
		6	5.1	7.2	12.5	▲11.6	5.6	25.5	7.0	1.1	1.0	▲11.7	Q2		

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

2 消安第3499号
2 消安第3501号
2 食産第3973号
2 食産第3979号
2 食産第3980号
2 生畜第1345号
令和2年11月5日

別記団体の長 宛て

農林水産省消費・安全局食品安全政策課長
動物衛生課長
食料産業局企画課長
食品流通課長
食品製造課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、香川県下の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添1プレスリリース参照）、現在、香川県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

食品安全委員会は「我が国の現状においては、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないものと考えています。」と公表しているところであり、食品安全委員会ホームページ（<https://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添2「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

(別 記)

公益社団法人中央畜産会会長
公益社団法人日本獣医師会会長
公益社団法人日本農業法人協会会長
社団法人全国包装米飯協会会長
公益社団法人日本炊飯協会会長
公益社団法人日本食肉協議会会長
全国食肉事業協同組合連合会会長
公益財団法人日本食肉消費総合センター理事長
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長
日本食肉流通センター卸売事業協同組合理事長
一般社団法人日本食肉協会会長
公益財団法人日本食肉流通センター理事長
一般社団法人日本食鳥協会会長
一般社団法人日本卵業協会会長
全国養鶏経営者会議会長
一般社団法人日本畜産副産物協会会長
日本成鶏処理流通協議会会長
全国たまご商業協同組合理事長
一般社団法人全国鶏卵養鶏団体連合会代表理事会長
公益社団法人日本食肉市場卸売協会会長
東京食肉市場卸商協同組合理事長
公益社団法人全国農業共済協会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人日本種鶏孵卵協会会長
一般社団法人日本養鶏協会会長
協同組合日本飼料工業会会長
日本オーストリッチ協議会会長
日本オーストリッチ事業協同組合組合長
全国飼料卸協同組合理事長
全国精麦工業協同組合連合会会長
公益社団法人畜産技術協会会長
国産鶏普及協議会会長
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
一般財団法人食品産業センター会長
食品産業中央協議会会長
公益財団法人食品等流通合理化促進機構会長
全国小売市場総連合会会長
一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長
オール日本スーパーマーケット協会会長
日本小売業協会会長

一般社団法人日本百貨店協会会長
一般社団法人全国スーパーマーケット協会会長
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
一般社団法人日本ボランティアチェーン協会会長
全日食チェーン商業協同組合連合会会長
無添加食品販売協同組合理事長
日本生活協同組合連合会会長
日本チェーンドラッグストア協会会長
全国水産物商業協同組合連合会会長
全国青果物商業協同組合連合会会長
日本チェーンストア協会会長
協同組合セルコチェーン理事長
一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長
株式会社八社会代表取締役社長
一般社団法人日本フードサービス協会会長
事業協同組合全国焼肉協会会長
一般社団法人日本麺類業団体連合会会長
公益社団法人日本べんとう振興協会会長
公益社団法人日本給食サービス協会会長
一般社団法人日本弁当サービス協会会長
一般社団法人日本惣菜協会会長
日本デリカフーズ協同組合理事長
日本フレッシュフーズ協同組合理事長
協同組合フレッシュフーズサプライ代表理事
エムエスデリカチーム協同組合代表理事
ピザ協議会会長
一般社団法人日本回転寿司協会会長
公益財団法人食の安全・安心財団理事長
一般社団法人日本加工食品卸協会会長
一般社団法人日本外食品流通協会会長
全国給食事業協同組合連合会会長
一般社団法人日本給食品連合会会長
全国中央卸売市場協会会長
全国公設地方卸売市場協議会会長
全国第3セクター市場連絡協議会会長
一般社団法人全国中央市場青果卸売協会会長
一般社団法人全国青果卸売市場協会会長
全国中央卸売市場関連事業者団体連合会会長
全国青果卸売協同組合連合会会長
一般社団法人全国水産卸協会会長
全国水産物卸組合連合会会長

全国魚卸売市場連合会会長
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会会長
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長
日本エキス調味料協会会長
一般社団法人日本ソース工業会会長
全日本カレー工業協同組合理事長
全国食酢協会中央会会長
全日本スパイス協会理事長
風味調味料協議会会長
全国ふりかけ協会会長
日本スープ協会会長
日本即席スープ協会会長
全日本菓子協会会長
全国病院用食材卸売業協同組合理事長
日本介護食品協議会会長
日本ベビーフード協議会会長
日本凍結乾燥食品工業会会長
一般社団法人日本冷凍食品協会会長
一般社団法人日本パン工業会会長
一般社団法人日本即席食品工業協会理事長
一般社団法人日本パスタ協会会長
全日本パン協同組合連合会会長
全国製麺協同組合連合会会長
日本プレミックス協会会長
日本フラワーペースト工業会会長
一般社団法人日本冷凍めん協会会長
全国乾麺協同組合連合会会長
全国餃子手づくり協会会長
一般財団法人食品安全マネジメント協会理事長

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

本日、香川県三豊市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日7時50分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について議論します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

1. 農場の概要

所在地：香川県 三豊市
飼養状況：採卵鶏(約33万羽)

2. 経緯

- (1) 11月4日、香川県は、死亡採卵鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- (2) 同日、当該採卵鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (3) 本日、当該採卵鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応

本日7時50分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の防疫措置について速やかに検討するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養家さんの殺処分及び焼却又は埋却、
(2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
(3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 感染状況を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の課長級職員を現地に派遣。
- 香川県の殺処分及び焼却・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫

所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

7. 感染経路等の究明のため、疫学調査チームを派遣。

8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。

9. 関係省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和2年11月5日（木曜日）7時50分

場所：農林水産省本館7階 講堂

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

5. その他

（1）我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する際の取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

< 添付資料 >

[総理指示\(PDF : 93KB\)](#)

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

鳥インフルエンザについて^(注) 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ **海外への渡航の場合は、注意が必要です。** → [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。 → [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

〔補足〕

海外（主に東南アジア等）への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1. 海外（主に東南アジア等）ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型（注1）の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家きんと接触したヒトへ感染した例が確認されています。

そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ（注2）等が集団発生している地域（東南アジア等）では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理（全ての部分が70℃に到達すること）や適切な取扱いをすることが必要です。

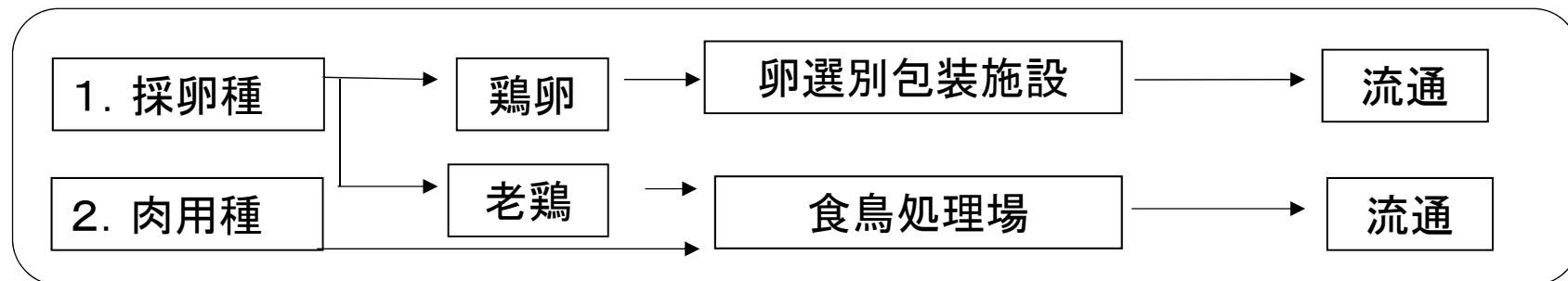
注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。

2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。

3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。
2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。
 - 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
 - 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。



事業者の
みなさまへ

消費税の仕入税額控除の方式として
令和5年10月1日から
「**適格請求書等保存方式**」
(いわゆる「**インボイス制度**」)が導入されます。

インボイス制度ってナニ？

☞ 買手が、仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、売手の事業者から交付を受けた「適格請求書(いわゆるインボイス)」等の保存を必要とする制度です。

インボイスってナニ？

☞ 売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、請求書や納品書、領収書、レシート等(その名称は問いません)に、適格請求書発行事業者の登録番号や消費税額等のほか一定の事項が記載されたものをいいます。

電子データでもOK!

適格請求書を交付するためには登録が必要です!
(インボイス)

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。

インボイス制度について

◆お問合せ先 消費税軽減税率【フリーダイヤル】0120-205-553
電話相談センター【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



20201106 中第 7 号
公取企第 9 3 号
令和 2 年 1 1 月 1 3 日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣
(公印省略)

公正取引委員会委員長
(公印省略)

下請取引の適正化について

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法（昭和 3 1 年法律第 1 2 0 号。以下「下請法」といいます。）に違反する行為に対して厳正に対処するとともに、同法の普及啓発を行っております。

<中小企業の取引環境>

新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の下請事業者をはじめとする中小企業・小規模事業者は、かつて経験したことのないほど、厳しい経営環境に直面しました。また、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

<下請法の理解と下請代金支払や型取引の適正化>

経済の好循環を実現するには、下請等中小事業者の取引条件を改善していくことが重要という問題意識の下、政府を挙げて下請対策の強化に取り組んでおり、平成 2 8 年 1 2 月には、違反行為の未然防止や事業者による情報提供に資するよう、下請法に関する運用基準を改正するとともに、親事業者による下請代金の支払についても以下の事項を旨とした通達を発出しました。

- 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする
- 手形で下請代金を支払う場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないように下請代金の額を十分に協議すること
- 手形サイトは、将来的に 6 0 日以内とするよう努めること

また、令和元年 1 2 月には、「型取引の適正化推進協議会」において、型取引の適正化に向けた基本的な考え及び基本原則を報告書として取りまとめました。

引き続き、下請取引の適正化に取り組むよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

1 親事業者の義務

(1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第3条）
- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。（下請法第5条）

(2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第2条の2）
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第4条の2）

2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

(1) 受領拒否

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（下請法第4条第1項第1号）

(2) 下請代金の支払遅延

- ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（下請法第4条第1項第2号）
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - － 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

(3) 下請代金の減額

- ・ 下請事業者には責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。（下請法第4条第1項第3号）
（減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。）
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - － 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにも新単価を遡及適用すること。
 - － 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

(4) 返品

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者には責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者にその物品等を引き取らせること。（下請法第4条第1項第4号）

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さん

取引上の悩み を抱えていませんか？



下請かけこみ寺にご相談ください！

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスをを行います。



悩んだらここに相談を！

下請かけこみ寺

相談無料

全国48か所

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの取引上の悩み相談をお受けします。

秘密厳守

匿名相談可能



0120-418-618

〈受付時間〉平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



中小企業庁委託事業

(公財)

全国中小企業振興機関協会

無料相談(相談員・弁護士)

例えば…

- ①支払期日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ②お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。
- ③長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。

支払いは製品が売れたらね。



調停による 紛争解決手続(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。

消費税の転嫁等に係る 取引上の相談に応じています。

消費税転嫁に関するご相談はこちら

 **0120-300-217**

下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています。

本部：(公財) 全国中小企業振興機関協会 …… 03-5541-6655	(公財) ふくい産業支援センター …… 0776-67-7426
(公財) 北海道中小企業総合支援センター …… 011-232-2408	(公財) 滋賀県産業支援プラザ …… 077-511-1413
(公財) 21 あおもり産業総合支援センター …… 017-775-3234	(公財) 京都産業 21 …… 075-315-8590
(公財) いわて産業振興センター …… 019-631-3822	(公財) 奈良県地域産業振興センター …… 0742-36-8311
(公財) みやぎ産業振興機構 …… 022-225-6637	(公財) 大阪産業局 …… 06-6748-1144
(公財) あきた企業活性化センター …… 018-860-5622	(公財) ひょうご産業活性化センター …… 078-977-9109
(公財) 山形県企業振興公社 …… 023-647-0662	(公財) わかやま産業振興財団 …… 073-432-3412
(公財) 福島県産業振興センター …… 024-525-4077	(公財) 鳥取県産業振興機構 …… 0857-52-3011
水戸商工会議所 …… 029-224-5317	(公財) しまね産業振興財団 …… 0852-60-5114
(公財) 栃木県産業振興センター …… 028-670-2603	(公財) 岡山県産業振興財団 …… 086-286-9670
(公財) 群馬県産業支援機構 …… 027-265-5027	(公財) ひろしま産業振興機構 …… 082-240-7703
(公財) 埼玉県産業振興公社 …… 048-647-4086	(公財) やまぐち産業振興財団 …… 083-922-9926
(公財) 千葉県産業振興センター …… 043-299-2654	(公財) とくしま産業振興機構 …… 088-654-0101
(公財) 東京都中小企業振興公社 …… 03-3251-9390	(公財) かがわ産業支援財団 …… 087-868-9904
(公財) 神奈川産業振興センター …… 045-633-5200	(公財) えひめ産業振興財団 …… 089-960-1102
(公財) にいがた産業創造機構 …… 025-246-0056	(公財) 高知県産業振興センター …… 088-845-7110
(公財) 長野県中小企業振興センター …… 026-227-5013	(公財) 福岡県中小企業振興センター …… 092-622-6680
(公財) やまなし産業支援機構 …… 055-243-8037	(公財) 佐賀県地域産業支援センター …… 0952-34-4416
(公財) 静岡県産業振興財団 …… 054-273-4433	(公財) 長崎県産業振興財団 …… 095-820-8836
(公財) あいち産業振興機構 …… 052-715-3069	(公財) くまもと産業支援財団 …… 096-289-2437
(公財) 岐阜県産業経済振興センター …… 058-277-1092	(公財) 大分県産業創造機構 …… 097-534-5300
(公財) 三重県産業支援センター …… 059-228-7283	(公財) 宮崎県産業振興機構 …… 0985-74-3850
(公財) 富山県新世紀産業機構 …… 076-444-5622	(公財) かがしま産業支援センター …… 099-219-1274
(公財) 石川県産業創出支援機構 …… 076-267-1219	(公財) 沖縄県産業振興公社 …… 098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺に直接ご訪問いただくか、お電話にて受付しております。また、メールやホームページでも受付しております。

下請かけこみ寺

相談無料

全国48か所

中小企業・個人事業主・フリーランスの
皆さんの取引上の悩み相談をお受けします。

秘密厳守

匿名相談可能



0120-418-618

(受付時間) 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

あなたの役割を果たしていますか？

容器包装リサイクル法

一部でも関わっている事業は？

容器・包装を利用する
中身製造事業者



- 食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造事業者

容器の製造事業者



- ガラスびん、PETボトル、紙箱、袋などの製造事業者

小売・卸売事業者



- 商品を販売する際に容器や包装を利用する事業者

輸入事業者



- 容器の輸入、容器や包装が付いた商品の輸入、輸入後に容器や包装を付ける場合、など

学校法人、宗教法人、
テイクアウトができる
飲食店など



はい

事業規模は？

製造業等

売上高 **2億4,000万円超** または 従業員 **21人以上**

商業、サービス業

売上高 **7,000万円超** または 従業員 **6人以上**

はい

容器包装の素材は？

ガラスびん

PETボトル

紙

プラスチック

はい

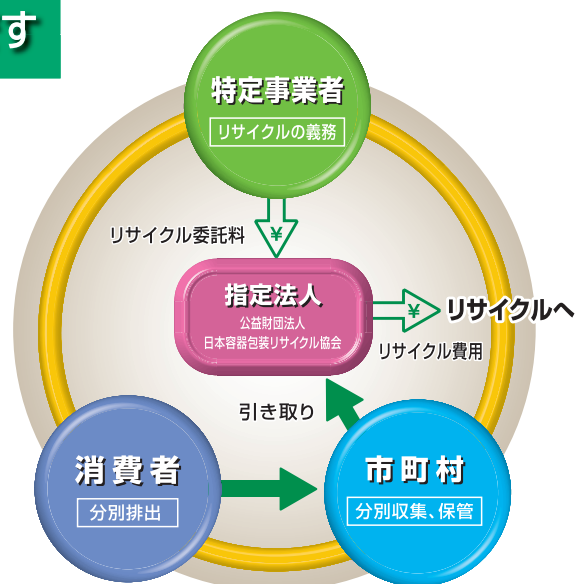
[リサイクル(再商品化)の義務]を負う可能性があります

リサイクル費用の負担が、事業者の役割です

消費者、市町村、事業者すべての人々が連携しつつ、それぞれの役割を分担する——
それが、「容器包装リサイクル法」の基本理念です。
事業者の役割は、[リサイクル(再商品化)の義務]。
リサイクル費用を負担することで、その義務を果たすことができます。
リサイクルの委託契約は、指定法人である
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が、受け付けています。

- 再商品化義務を怠ると、罰則規定が適用されます。
主務大臣(※1)からの指導・助言、勧告、公表、命令を経た上で、従わなかった場合には最大100万円の罰金
- 帳簿記載の義務があります。
特定事業者(※2)は帳簿を備え、販売商品に用いた容器や包装、あるいは製造・輸入した容器について1年ごとに記載し、5年間保存することが義務づけられています。(容リ法第38条)なお、記載形式は自由です。
【推奨記載例:パンフレット「容器包装リサイクル法(経済産業省)」のP14-15
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/your_i_0612.pdf】

※1 主務省は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省。
※2 「容器包装リサイクル法」では、その事業において、容器を利用・製造(輸入を含む)する事業者や、包装を利用する事業者(小規模事業者等を除く)を「特定事業者」といいます。



家庭からでるごみの約60%を、容器・包装ごみが占めています(容積比)。ごみを資源に転らせ、未来の地球を守るために、平成7年6月「容器包装リサイクル法」が公布(12年4月完全施行)されました。

令和3年度の再商品化委託申込み受付のご案内

お申込み期間 **令和2年12月14日～令和3年2月10日**

お申込みに関するお願い

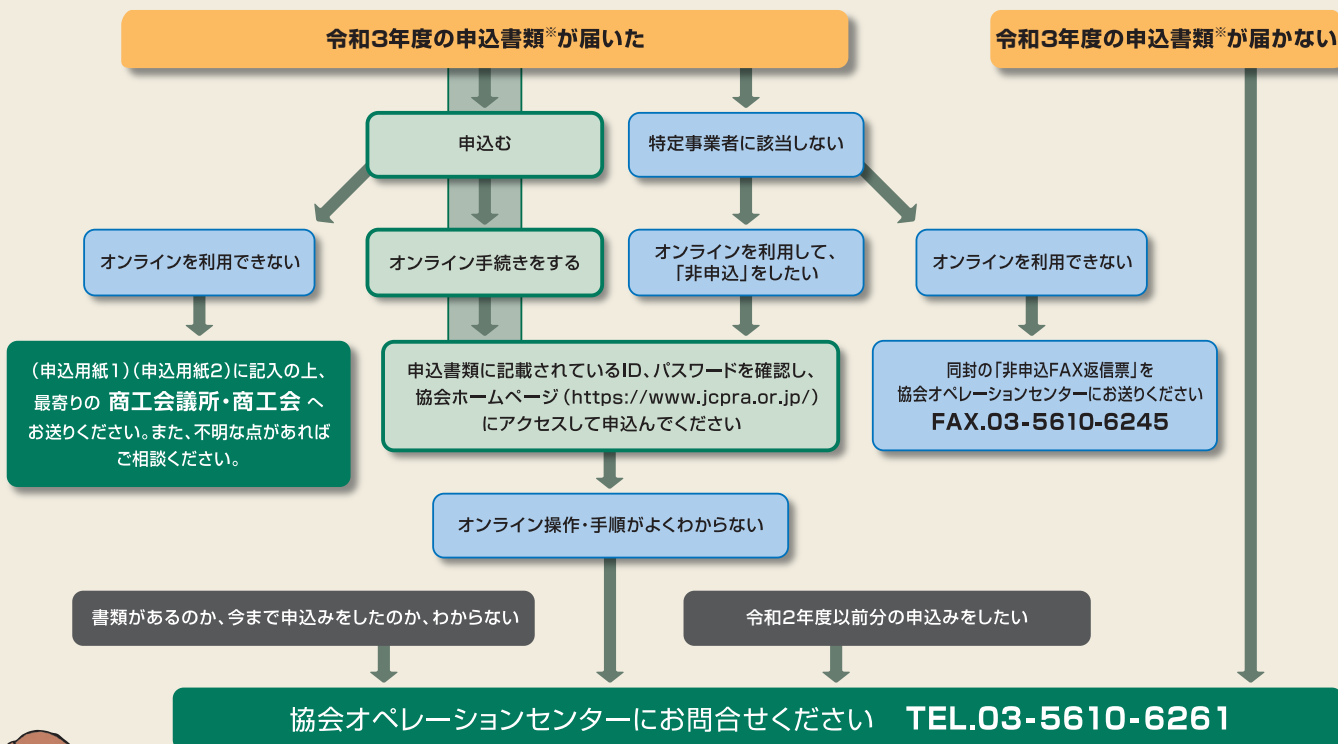
① オンライン申込みに関して

現在、オンラインでお申込みいただいている事業者は全体の70%程度まで増えてきておりますが、更なるご協力をお願いいたします。オンライン申込みは、業務の効率化や資源・経費の削減につながり、再商品化事業に係るコスト削減に寄与することになります。これまで紙ベースで申込みされていた特定事業者の方にはお手順をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

② お間違いのないようお申込みください

最近、申込みの間違いが多くなっております。過年度分の申込み間違いに気が付き、その分の委託費用について返還要請をいただいても返還することはできません(その年度内の申込みであれば可能です)。再商品化事業は、単年度・単年度で事業が完結され、契約が終了となります。運営上の原則ですので、申込みの際にはお間違いのないよう充分にご注意ください。

お申込み方法・お問合せ先



法律の内容、しくみなどが、よくわからない

協会コールセンターにお問合せください **TEL.03-5251-4870**
または協会ホームページ(<https://www.jcpra.or.jp/>)をご覧ください

ご注意ください

- 特定事業者に該当しない場合でも、非申込の手続きをお願いします。
- 受付時間はオペレーションセンター、コールセンターともに9:30～17:30です。(土日祝日、年末年始休業期間を除く)

協会ホームページについて

トップページをリニューアルしました。内容も順次更新します。

- セルフメディケーションアワード、健康(セルメ)川柳コンクール作品募集について(2020.10.1)
- 10月6日は「登録販売者の日」です(2020.9.11)

事務局だより

・特別講演会について

コロナ禍ではあるものの、特別講演会のリアル開催に踏み切りました。講師には、株式会社双日総合研究所のチーフエコノミスト吉崎達彦先生をお迎えして、1時間の特別講演を、ホテルグランドパレスの2階ダイヤモンドルームでソーシャルディスタンスを守って開催しました。

テーマは「ウイズコロナにおける日本経済の課題」。冒頭は、米国の大統領選挙のお話もありましたが、このコロナ禍における日本経済の動きを説明していただきました。

・厚労省の会議でペーパーレスの推進

厚生労働省の会議でリモートが当たり前となり、さらに当日はペーパーで資料を配らず、傍聴者は事前に資料データをパソコンで持ち込み、それを見ながら会議の様子を見るという形式に変わりました。自前のノートパソコンを持っていないと、会議に参加もできないという感じです。

・ヨーロッパで新型コロナウイルスの第二波

今、ヨーロッパは、新型コロナウイルスの第二波に見舞われています。イギリスやスペインで都市封鎖、ロックダウンが再び発動されています。そのほかのヨーロッパの各国でも、新型コロナウイルス封じ込めに政府が動き出しています。米国の死者は23万人を超えて、まだ増え続けています。早期のワクチン開発をぜひ、お願いしたいと思います。

・税制改正要望

一社)JACDSでは、総額表示規定の廃止と、セルフメディケーション税制の条件緩和を与党に対して主張してきました。いよいよ正念場です。ぜひ、いい結果を得たいと思います。

発行日	2020年11月18日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-10 名和ビル 5階
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会	(サポートセンター) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階 TEL: 045(474)1311 FAX: 045(474)2569
HP:	https://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp